

今回から、知事表彰①②は全てWeb フォームによる提出となっております。  
兵庫県のホームページからアクセスをお願いします

兵庫県 技能者表彰制度



# 令和 8 年度 兵庫県の技能者表彰制度

## 【知事表彰】

- ① 兵庫県技能顕功賞
- ② 兵庫県青年優秀技能者表彰

## 【厚生労働大臣表彰】

- ③ 卓越した技能者の表彰

令和 8 年 1 月

兵庫県産業労働部能力開発課

## 目 次

1 技能者に対する表彰制度の概要	· · · · ·	1
2 兵庫県技能顕功賞・兵庫県青年優秀技能者表彰について【知事表彰】		
① 兵庫県技能顕功賞	· · · · ·	2
② 兵庫県青年優秀技能者表彰	· · · · ·	3
③ 推薦手続（共通）	· · · · ·	4
④ 記入要領（共通）	· · · · ·	5
⑤ 技能顕功賞・青年優秀技能者表彰 記入例	· · · · ·	9
3 卓越した技能者の表彰（現代の名工）について【厚生労働大臣表彰】		
① 卓越した技能者の表彰	· · · · ·	15
② 推荐手續	· · · · ·	16
③ 調書記載要領	· · · · ·	18
④ 調書 記載例	· · · · ·	24
4 職業部門、職業分類及び職種（例示）	· · · · ·	35
5 調書等様式	· · · · ·	46
① 兵庫県技者表彰関係	· · · · ·	47
② （本人による）申立書（技能顕功賞・青年優秀）	· · · ·	50
③ 卓越した技能者の表彰関係	· · · · ·	51
④ （本人による）申立書（卓越した技能者）	· · · · ·	59
6 推薦書類提出機関	· · · · ·	60

表彰名	受付期間	概要	被表彰者数	表彰期日	表彰場所	備考
知事表彰 兵庫県技能顕功賞	R8 4. 1 (水)   5. 29 (金)	<p>次の要件を備えている者を表彰する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・極めて優れた技能（技能検定1級相当）を有し、経験年数15年以上、かつ満35歳以上で、現にその技能を要する職業に従事している者であること。</li> <li>ただし、全国技能グランプリ又は技能五輪全国大会において3位以上の成績を収めた者は、経験年数10年以上、満30歳以上。（基準日 令和8年11月10日）</li> <li>・就業を通じて労働者の福祉の増進及び産業の発展に寄与した者であること。</li> </ul> <p>※ 兵庫県青年優秀技能者表彰受賞者は、受賞より5年以上を経過していること。</p>	概ね 160名	11月10日	神戸市内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表彰式は表彰期日以降に開催。</li> <li>・受賞者の氏名等を記者発表し、県公報に登載。</li> </ul>
知事表彰 兵庫県青年優秀技能者表彰	R8 4. 1 (水)   5. 29 (金)	<p>次の要件を備えている者を表彰する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・極めて優れた技能（技能検定1級相当）を有し、経験年数7年以上、かつ満35歳未満で、現にその技能を要する職業に従事している者であること。</li> <li>ただし、全国技能グランプリ又は技能五輪全国大会において3位以上の成績を収めた者、若しくは同等レベルの全国大会において優秀な成績を収めた者は、経験年数に関わらず満35歳未満。</li> <li>（基準日 令和8年11月10日）</li> <li>・生産性や安全性の向上等に貢献した者であること。</li> <li>・優れた技能をもって、将来にわたって当該職業に従事し、技能後継者としての活躍が期待される者。</li> </ul>	概ね 30名	11月10日	神戸市内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表彰式は表彰期日以降に開催。</li> <li>・受賞者の氏名等を記者発表。</li> </ul>
厚生労働大臣表彰 卓越した技能者の表彰	R8 2. 2 (月)   2. 27 (金)	<p>知事は、県内の事業所に就業している者であって、次の要件を満たす者から選考して厚生労働大臣に推薦する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>兵庫県技能顕功賞の受賞者</u>であること。 (21部門を除く)</li> <li>・その技能が全国を通じて第一人者と目されており、現にその技能を要する職業に従事している者であること。</li> </ul> <p>（基準日 令和8年11月1日）</p> <p>※ 全国技能グランプリ・技能五輪全国大会・全国アビリティック上位入賞者、もしくは技能に関する広域の業界団体からの表彰受賞者など。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就業を通じて労働者の福祉の増進及び産業の発展に寄与した者であること。</li> </ul>	全国で 概ね 150名	11月1日	東京都内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表彰式は表彰期日以降に開催される。</li> <li>・受賞者の氏名等を記者発表する。</li> </ul>

## 2 兵庫県技能顕功賞・兵庫県青年優秀技能者表彰について【知事表彰】

### ① 兵庫県技能顕功賞

技術水準の向上に貢献し、その功績のあった技能者を兵庫県知事が表彰するもので、社会一般に技能尊重の気風を浸透させ、技能者の地位の向上及び産業の発展を図ることを目的としています。

#### ＜表彰の対象＞

次の要件すべてに該当する方

(要件をすべて満たしていることを確認した上で推薦してください。)

#### 1 技能の優秀さ

県下を通じて当該技能において、第一人者と目されている者（技能検定1級相当など）

#### 2 産業に対する貢献

重要な製作物・建物等の完成、改善、修理など功績を残し、産業の発展と労働者の福祉の増進に寄与した者

#### 3 後進技能者の育成

後進技能者の指導、教育・訓練に携わり、技能者の育成に寄与した者

#### 4 模範性

勤務成績、日常行為等において、他の技能者の模範と認められる者

※ 破産宣告並びに刑罰の有無については特に注意すること

#### 5 現役性

・現に表彰に係る技能を要する職業に従事している者

・表彰期日現在において、15年以上の経験を有し、かつ満年齢35歳以上の者

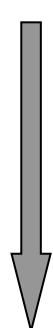
（表彰期日：令和8年11月10日）

※ 全国技能グランプリ又は技能五輪全国大会において、3位以上の成績を収めた者については、10年以上の経験を有し、かつ満30歳以上の者

+

兵庫県青年優秀技能者表彰を過去に受賞した者については、受賞後5年以上経過していること

#### ＜推薦から表彰までの流れ＞

- 
- ア 推薦団体・事業所が兵庫県知事に推薦
  - イ 技能者表彰選考委員会の選考結果を受けて知事が決定
  - ウ 表彰
    - ・被表彰者：概ね160名
    - ・表彰時期：令和8年11月（予定）
    - ・表彰式の場所：神戸市内（予定）
    - ・受賞者の住所・氏名等を記者発表し、県公報に登載

## ② 兵庫県青年優秀技能者表彰

優れた技能をもって顕著な功績を収め、将来を嘱望される優秀な青年技能者を兵庫県知事が表彰するもので、技能者としての誇りと意欲を増進させ、技能後継者として一層の能力と資質の向上を促進し、技能労働者の確保と社会的地位の向上を図ることを目的としています。

### ＜表彰の対象＞

次の要件すべてに該当する方

(要件をすべて満たしていることを確認した上で推薦してください。)

#### 1 技能の優秀さ

当該職業に従事している他の青年技能者に比して極めて優秀な者（技能検定1級相当など）

#### 2 産業に対する貢献

作業方法や工具・工法の工夫、改善に努め、生産性や安全性の向上等に貢献した者

#### 3 技能後継者としての将来性

将来にわたって当該職業に従事し、技能後継者としての活躍が期待される者

#### 4 模範性

勤務成績、日常行為等において、他の青年技能者の模範と認められる者

※ 破産宣告並びに刑罰の有無については特に注意すること

#### 5 現役性

・現に表彰に係る技能を要する職業に従事し、兵庫県内の事業所に就業していること。

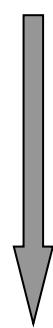
・表彰期日現在において、7年以上の経験を有し、かつ満年齢35歳未満の者

（表彰期日：令和8年11月10日）

※ 全国技能グランプリ又は技能五輪全国大会において、3位以上の成績を収めた者、

若しくは同等レベルの全国大会において優秀な成績を収めた者については、経験年数に関係なく満35歳未満の者

### ＜推薦から表彰までの流れ＞

- 
- ア 推薦団体・事業所が兵庫県知事に推薦
  - イ 技能者表彰選考委員会の選考結果を受けて知事が決定
  - ウ 表彰
    - ・被表彰者：概ね30名
    - ・表彰時期：令和8年12月（予定）
    - ・表彰式の場所：神戸市内（予定）
    - ・受賞者の住所・氏名等を記者発表する

### ③ 推薦手続（技能顕功賞・青年優秀技能者表彰 共通）

推薦者	<p>推薦者とは、県内の市町長、技能者団体代表者、産業団体代表者、経済団体代表者、事業所代表者で、兵庫県知事に推薦書類を提出する者をいいます。</p> <p>推薦者は、被表彰候補者が兵庫県技能顕功賞・青年優秀技能者表彰（P2, 3）の要件を具备していることを確認し、推薦書類を提出してください。</p>																					
推薦受付期間	令和8年4月1日（水）～5月29日（金）																					
提出書類	<p>《留意事項》</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>提出書類は、〈記入要領〉（P5～）をよく読んでから作成してください。</li> <li>被表彰者の選考は、選考委員会において、提出された推薦書類のみによって行われますので、分かりやすくアピールする文章及び資料とするよう心がけてください。</li> <li>推薦書類は、パソコンで作成し、正しく明確に記入してください。</li> <li>①～⑥の内容は全てWebフォーム（<a href="https://hyogoken.form.kintoneapp.com/public/gionoushahyoushou">https://hyogoken.form.kintoneapp.com/public/gionoushahyoushou</a>）にて回答してください。</li> </ol> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">書類</th> <th>提出方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>被表彰候補者推薦調書(1)</td> <td>&lt;様式1-1&gt;</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>被表彰候補者推薦調書(2)</td> <td>&lt;様式1-2&gt;</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>履歴書</td> <td>&lt;様式2&gt; ※ 団体役員歴、表彰歴等は過去のものから順に記載してください。</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>(本人による)申立書</td> <td>&lt;P50共通様式&gt; ※ ファイル名は「申立書（被推薦者名）」としてください。</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>住民票の写し</td> <td>※ ファイル名は「住民票（被推薦者名）」としてください。 ※ 原則、本人のみのもの。個人番号（マイナンバー）や本籍の記載不要。</td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td>添付資料（返却を要しない資料）</td> <td>※ ファイル名は「添付資料（被推薦者名）」としてください。 ※ 表紙をつけ、所属・氏名を明記してください。 ※ 添付は1項目あたり1GB以内にしてください</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ア) 縮小・拡大するなどして<u>A4版サイズに統一</u>し、印刷した場合に<u>30枚以内（両面印刷）</u>になるようにしてください。</p> <p>(イ) 被表彰候補者の功績に関する表彰状、技能検定合格証書、職業訓練指導員免許、関連する資格、新聞・業界紙などの写し等を添付してください。これらのほか、製作物などの発明、考案、改善、改良等については、分かりやすい説明書、図面、写真などを添付してください。 ※ 会社概要など、候補者本人の技能と直接関連のない資料は添付しないこと</p> <p>(ウ) ③履歴書に記載した歴・資格等の並び順に合わせ、PDF形式で1つのファイルに統合し提出してください。</p>	書類		提出方法	①	被表彰候補者推薦調書(1)	<様式1-1>	②	被表彰候補者推薦調書(2)	<様式1-2>	③	履歴書	<様式2> ※ 団体役員歴、表彰歴等は過去のものから順に記載してください。	④	(本人による)申立書	<P50共通様式> ※ ファイル名は「申立書（被推薦者名）」としてください。	⑤	住民票の写し	※ ファイル名は「住民票（被推薦者名）」としてください。 ※ 原則、本人のみのもの。個人番号（マイナンバー）や本籍の記載不要。	⑥	添付資料（返却を要しない資料）	※ ファイル名は「添付資料（被推薦者名）」としてください。 ※ 表紙をつけ、所属・氏名を明記してください。 ※ 添付は1項目あたり1GB以内にしてください
書類		提出方法																				
①	被表彰候補者推薦調書(1)	<様式1-1>																				
②	被表彰候補者推薦調書(2)	<様式1-2>																				
③	履歴書	<様式2> ※ 団体役員歴、表彰歴等は過去のものから順に記載してください。																				
④	(本人による)申立書	<P50共通様式> ※ ファイル名は「申立書（被推薦者名）」としてください。																				
⑤	住民票の写し	※ ファイル名は「住民票（被推薦者名）」としてください。 ※ 原則、本人のみのもの。個人番号（マイナンバー）や本籍の記載不要。																				
⑥	添付資料（返却を要しない資料）	※ ファイル名は「添付資料（被推薦者名）」としてください。 ※ 表紙をつけ、所属・氏名を明記してください。 ※ 添付は1項目あたり1GB以内にしてください																				
提出機関	<p>推薦書類は、全てwebフォームにて回答・提出してください。</p> <p>※ なお、連合会が組織されている場合は、連合会長の推薦を受けた上で、所管する機関に提出してください。</p>																					

#### ④ 記入要領（技能顕功賞・青年優秀技能者表彰 共通）

##### 【注意点】

- 1 審査は、回答いただいたフォーム及び資料のみで行います。
- 2 調書の作成は、分かりやすい文章や資料とするよう心がけてください。
- 3 被表彰候補者が持つ技能の「何が優れているのか」、また「いかなる理由により優れているのか」を文面で判断できるよう、具体的にわかりやすく記入してください。一般的な説明だけでは、選考委員による評価が得られないことがあります。
- 4 特に、添付資料は、調書だけでは分かりにくい部分を補足する重要な資料となります。候補者の技能の内容に関する詳しい資料や、調書に記載のある作品や製作物、建造物などの写真や図面、新聞記事などを添付してください（ただし、資料の枚数が大量となる場合は、主な業績についてまとめるなど工夫してください）。
- 5 入力いただいた回答及び資料では内容が不明な場合は、追加で資料の提出をお願いすることがありますので、あらかじめご了承ください。

##### 【推薦調書(1)】<様式1-1>

- 1 「推薦地区名」欄には、推薦書類提出機関（P60 参照）の地区名をプルダウンから選択してください。
- 2 「部門」、「職業分類」、「職種(1)」欄には、別表《職業部門、職業分類及び職種（例示）》（P35 参照）の部門、職業分類及び職種(1)により、その人の持っている技能にかかる部門番号、職業分類番号、及び職種(1)番号を入力してください。  
※ 検索ボックスに職種（1）名称のキーワードを入れ、虫眼鏡マークを選択、該当職種（1）名称を選択すると、部門、職業分類、職種（1）まで自動入力されます。  
※ 「部門」は1～20部門より選択してください。
- 3 「職種(2)」欄には、別表《職業部門、職業分類及び職種（例示）》（P35 参照）の職種(2)欄に該当職種がある場合には、その番号（丸付き数字）をプルダウンから選択し、職種名を記入してください。適当な職種が無い場合、番号欄に「99」をプルダウンから選択し、以下を参考に適切な職種名を記入してください。  
※ 可能な限り別表の分類から選択してください。

厚生労働省編職業分類（ハローワークインターネットサービス内）  
[https://www.hellowork.mhlw.go.jp/info/mhlw\\_job\\_dictionary.html](https://www.hellowork.mhlw.go.jp/info/mhlw_job_dictionary.html)

- 4 「氏名」、「ふりがな」欄は、姓・名の間に全角スペースを1つ空けて、戸籍(住民票)に記載されているとおりの文字で、正しく記入してください。なお、表彰状に記載される氏名は、原則として戸籍に記載されている文字となります。
- ※ 戸籍に使用されている文字とは別の文字の使用を希望する場合は、戸籍使用の文字と使用希望する文字を併記してください。
- ※ 変換できない文字または特定のフォントでしか表示できない文字については、常用漢字等、一般的に使用されている文字に置き換え、備考欄にその旨を明記してください。  
(例：「荒」の草冠は「十 十」のように離れてます。)
- 5 「生年月日」欄は、戸籍に記載されている生年月日を記入してください。
- 6 「現住所」欄は、住民票の住所を記入してください。なお、住民票の住所と現住所が異なる場合には、現在お住まいの住所を備考欄に記載してください。
- ※ 検索ボックスに郵便番号（ハイフン無し）・市区町・町域名のいずれかを入力し、虫眼鏡マークを選択すると、住所が自動入力されますので住所（その他）を入力してください。
- ※ 検索による自動入力は、県内住所のみ反映されます。県外にお住いの方は、手入力をお願いします。
- 7 「勤務先」欄は、雇用されている場合は雇用事業所名を、自営の場合は屋号などを記入の上（自営）と併記してください。また、従業員数欄における人数には、被推薦者も含めた人數を記載してください。（例えば、就業者が被推薦者のみという事業所の場合は、0名ではなく、1名と記入してください。）
- ※ 株式会社の場合は、（株）等の記載は避けて正確に記載ください。
- ※ 製作所や工場等に所属される場合は、事業所名の後に全角スペースを1つ空けて記載してください。
- 8 「職歴」欄は、次により記入してください。
- (1) 内容欄は、就業先事業所の名称、職務内容、役職などの異なるごとに記入してください。
- (2) 従事した職種欄は、主に従事した仕事内容が分かるように職種名を記入してください。
- (3) 直近の在職期間欄の終期には、表彰期日（令和8年11月10日）を記入してください。
- 9 「推薦実績」欄は、過去において被表彰候補者として推薦のあった年度を記入とともに、その合計回数を記入してください。（最大直近3ヶ年）  
なお、初めての推薦の場合は無記入してください。
- 10 「推薦者」欄の所在地欄は、推薦団体等の所在地を記入してください。  
事業所代表者が被表彰候補者となる場合は、市町長、技能者団体代表者、産業団体代表者からの推薦としてください。ただし、被表彰候補者が技能者団体代表者である場合は、技能者団体代表者が会員である自身を推薦することは可能です。  
また、担当者欄は、書類の内容等を問い合わせる際の窓口となる直接の担当者の連絡先（メールアドレス、直通の電話番号）を記入してください。
- ※ 担当者欄に記載のメールアドレスに、確認メールが届きます。

## 【推薦調書(2)】<様式1-2>

被表彰候補者の持っている技能の概要、考案、改善などの功績の概要及び後進技能者の育成指導（又は技能後継者としての将来性）の概要について、その優秀性が的確に把握できるよう下記により記入してください。

また、「技能」と「技術開発」が混同されている調書が多く見られるため、当該調書には「技能」に着目して記入してください。

※ 自由記述欄については1行45文字、12行程度で記載してください。書ききれない場合は添付資料か備考欄にご記載ください。

- 1 一般的でない文字、用語については、かつて書きでふりがな及び説明をつけてください。
- 2 「技能の優秀さ」欄は、推薦書類や添付の資料にあわせて、被表彰候補者の従事する職種、技能の水準、範囲、特徴等、どのような技能が他の技能者より優れているのかを判断できるよう具体的に記入してください（記入にあたっては、数値等を用いるなど、できる限り具体的な記述となるよう工夫してください）。  
例 「非常に優れている」 → 他と比較してどう優れているか数値等で表現する  
「短時間で加工できる」 → 「通常3時間かかる加工を1時間でできる」等具体的に記載する  
「精度が向上した」 → 「標準公差±○μmが±△μmに向上した」等具体的に記載する
- 3 「産業に対する貢献」欄は、当該技能をもって製作または建造などをしたもので、その人の功績の内容が判断できるよう記入するとともに、企業、産業界、社会に対する貢献度などにおいて、高く評価される代表的な業績について具体的に記入してください。
- 4 ①「後進技能者の育成」欄（技能顕功賞）は、後進の指導育成にあたった期間、内容、方法、対象、範囲及びその効果などについて、数値を用いるなどして具体的に記入してください（例：△年間にわたり、のべ○人に対して指導を行った）。  
②「技能後継者としての将来性」欄（青年優秀技能者表彰）は、将来の技能後継者と見込まれるような現在の活躍状況が分かる内容などについて具体的に記入してください。
- 5 「模範性」欄は、社会人としても模範とみられる功績、性行について記入してください。
- 6 「現役性」欄は、被表彰候補者の現役性を確認するため、その人の有する技能に関連した職種における1日平均の就業時間又はその人の有する技能に関連した職種に専ら就業しているか否かなど、数値を用いるなどして具体的に記入してください。
- 7 指定説明する必要がある場合は、資料を作成し添付してください。  
また、専門的・技術的分野に関するものについては、簡潔明瞭な解説を付してください。
- 8 添付資料は、①返却を要しない、②印刷した場合に30枚以内(両面印刷)で、③被表彰候補者の技能の優秀さや産業に対する貢献について、より分かりやすく説明できるもの（写真、新聞・業界紙の記事、説明書、図面等）としてください。  
※ 会社概要、特許出願資料などの大量の資料を添付している例が見受けられますが、資料が多くなる場合は、内容を1～2枚程度にまとめるなど見やすいようにしてください。  
※ 申立書、住民票、添付資料とそれぞれのアップロード場所に提出いただきますようお願いします。また、添付資料が複数ある場合、1つにまとめてPDF化の上ご提出ください。

**【履歴書】<様式2>** 以下の項目では、年月日は過去のものから順に列挙いただくとともに、西暦での表記に統一いただきますようお願いします。

- 1 「最終学歴」欄は、最終の学校名、学部・学科名、年月日を記入し、区分（卒業・修了・中退のいずれか）をプルダウンから選択してください。
- 2 「団体役員歴」欄は、経歴及び始期と終期を年月日順に記入してください。本表彰と直接関係のないものは記入しないでください（例：消防関係、PTA、自治会などは記入しない）。
- 3 「表彰歴」欄は、本人の技能に関連して表彰を受けたもののみ記入してください。  
また、種類ごとに、年月日及び表彰事由を記入してください。  
※ 表彰状の写しを添付いただく際、どの表彰歴と表彰状が突合するか明示してください。  
※ 社外での表彰から順に記載ください。  
  
※1 全国技能グランプリ、技能五輪全国大会、技能五輪国際大会等の全国（国際）大会の入賞歴があれば記入してください（例：第〇回全国技能グランプリ ○○職種〇位）。  
※2 ものづくりマイスター、全技連マイスターに認定されている場合は記入してください。（例：ものづくりマイスター（〇〇職種）に平成〇年度認定）。  
※3 「ひょうごの匠」の認定、これに係る知事表彰等を受けている場合は記入してください。  
※4 グループ表彰は記入しないでください（ただし、本人の功績が著しいと認められるものは、これを客観的に判断できるものを併せて添付すること）。  
※5 最大10件まで入力可能です。11件以上ある場合は、添付資料か備考欄にて記入してください。
- 4 「免許、資格、実用新案等」欄は、免許、資格、特許及び実用新案などの種類ごとに、取得年月日を記入してください。なお、本表彰と直接関係のないもの（自動車免許など）は記入しないでください。  
→ 免許等を取得した事実を証明する書類（免許証等）の写しを添付される際、どの資格と資格取得証明書類が突合するか明示してください。  
※ 最大10件まで入力可能です。11件以上ある場合は、添付資料か備考欄にて記入してください。
- 5 「職業訓練指導員免許」欄は、取得した職種名をプルダウンから選択し、免許証交付年月日を記入してください。  
→ 免許証の写しを添付すること  
※ 最大2件まで入力可能です。3件以上ある場合は、添付資料か備考欄にて記入してください。
- 6 「技能検定」欄は、取得した級、職種をプルダウンから選択し、作業名、合格証書交付年月日を記入してください。同一職種の場合は上位級の記入だけで構いません。  
→ 合格証書の写しを添付すること  
※ 最大5件まで入力可能です。6件以上ある場合は、添付資料か備考欄にて記入してください。
- 7 「技能検定委員歴（補佐員歴）」欄には、就任した職種、種別をプルダウンから選択し、就任した期間、通算歴を記入してください。  
→ 委嘱状の写しを添付すること  
※ 最大4件まで入力可能です。5件以上ある場合は、添付資料か備考欄にて記入してください。
- 8 「兵庫県技能士会連合会への加入」欄は、被表彰候補者が兵庫県技能士会連合会の会員であれば、所属する技能士団体名を記入してください。

## ⑤ 兵庫県技能顕功賞・青年優秀技能者表彰 推荐フォーム記入例

※フォームのデザイン・レイアウトは変更となる可能性があります。

・下記 URLへアクセス、またはQRコードをスキャンし、フォームを開く。

URL : <https://hyogoken.form.kintoneapp.com/public/gionoushahyoushou>



### 1. 個人情報の取り扱い・利用規約

申込者の同意を得ない限り、上記目的の範囲外に利用いたしません。ただし、法令に則して生命・身体・財産の保護等のため、データを統計的処理した結果を公表・提供することがあります。

#### 利用規約について

必ず利用規約をご確認ください。

「個人情報の取扱」及び「利用規約」に同意する

上記、「個人情報の取り扱い」及び「利用規約」に同意する

当フォームにおける個人情報の取り扱いをご確認ください。

「兵庫県におけるkintone等を活用した電子申請システム」を利用するためには、利用規約に同意していただくことが必要です。

個人情報の取り扱い及び利用規約を必ずお読みいただき、□上記、「個人情報の取り扱い」及び「利用規約」に同意するに✓を入れてください。

→ 次へ

|| 一時保存

### 2. 推荐調書1 〈様式1-1〉

#### ・表彰種別

① 個人情報・利用規約    ② 推荐調書1 <様式1-1>    ③ 推荐調書2 <様式1-2>    ④ 履歴書 <様式2>    ⑤ 添付書類・備考  
添付書類をアップロードしてください

【兵庫県】令和8年度兵庫県技能者表彰推薦フォーム

1. 審査は、本フォームへの回答および添付書類の内容のみで行います。  
2. 調書の作成は、分かりやすい文章や資料とするよう心がけてください。  
3. 被表彰候補者が持つ技能の「何が優れているのか」、また「いかなる理由により優れているのか」を文面で判断できるよう、具体的にわかりやすく記入してください。一般的な説明だけでは、選考委員による評価が得られないことがあります。  
4. 特に、添付資料は、調書だけでは分かりにくい部分を補足する重要な資料となります。候補者の技能の内容に関する詳しい資料や、調書に記載のある作品や製作物、建造物などの写真や図面、新聞記事などを添付してください（ただし、資料の枚数が大量となる場合は、主な業績についてまとめるなど工夫してください）  
5. 提出いただいた調書及び資料では内容がござい。  
6. 入力フォームに記載しきれない場合は、

「技能顕功賞」・「青年優秀技能者表彰」のどちらかを選択  
※間違えないよう注意

表彰種別 \*  
 兵庫県技能顕功賞  
 兵庫県青年優秀技能者表彰

推薦地区 \*  
神戸

プルダウンから選択

#### ・推薦地区、部門選択

部門検索（虫眼鏡マークを押し選択してください）  
検索 部門から職種（1）まではこちらの検索ボックスから  
入力してください。

職種分類表

検索欄に職種（1）名称のキーワードを入れ、虫眼鏡マークを選択  
該当の職種（1）名称を選択すると、自動入力されます。

部門 \* 職業分類 \* 職業分類（名称） \*  
1 1 金属材料製造の職業

職種（1） \* 職種（1）名称 \*  
1 製鉄工、製鋼工

検索欄に職種（2）名称のキーワードを入れ、虫眼鏡マークを選択  
該当の職種（2）名称を選択すると、自動入力されます。

職種名検索 検索 部門検索  
検索欄に無い職種名の場合は職種（2）番号を99とし、職種名欄を記入ください  
職種（2）番号 \* 職種名 \*  
1 製鉄工

※可能な限り検索結果から選択いただき、該当職種が無い場合は、「99」を選択し、適切な職種名を記入してください。

### ・被推薦者について

氏名欄の、変換できない・特定のフォントでしか表示できない文字について、常用漢字等に置き換え、備考欄にその旨記載ください。

氏名 \* 高井 太郎 ふりがな \* たかい たろう 生年月日 \* 1961-12-10 性別 \* 男

郵便番号検索（県内のみ） 検索 Q 市区町で検索（県内のみ） 検索 Q 町域名で検索（県内のみ） 検索 Q

郵便番号 \* 6500011 所（市区町村） \* 中区 住所（町域） \* 下山手通 住所（その他） \* ○丁目○番地○ ××マンション101号

ハイフン（-）は付けずに入力してください

電話番号 \* 078-234-5678

郵便番号（ハイフン無し）・市区町・町域名のいずれかを入力し、虫眼鏡マークを選択すると住所が自動入力されます。住所（その他）を入力してください。  
※検索による自動入力は県内住所のみ反映されます。県外にお住いの方は、手入力になります。

### ・勤務先、職歴

勤務先名 \* 口口工業株式会社 ○○工場 従業員数 40

郵便番号検索（県内のみ） 検索 Q 市区町で検索（県内のみ） 検索 Q

就業者が被推薦者のみの場合は、0ではなく1を入力

郵便番号 \* 6500012 所在地（市区町村） \* 神戸市中央区 所在地（町域） \* 北長狭通 所在地（その他） \* ○丁目○番○号

ハイフン（-）は付けずに入力してください

電話番号 \* 078-234-5678

歴史

内容 *	従事した職種 *	在職期間（始） *	在職期間（終） *
○○工場 ○○班	製鉄工	2006-04-01	2016-04-01
○○工場 ○○班 班長補	製鉄工	2016-04-01	2026-11-10
○○工場 ○○班 班長代行	製鉄工	2026-11-10	
○○工場 ○○班 班長	製鉄工		

+ボタンをクリックし、職歴を追加  
最大10件まで入力可能。11件以上ある場合は、添付書類か備考欄にて記載をお願いします。

現職の在職期間（至）は、2026年11月10日とする

### ・推薦実績

年度
令和4年
令和5年

最大直近3力年

+ボタンをクリックし、推薦実績を追加  
最大直近3力年を入力

## ・推薦者

団体等の名称 \*  
□□工業株式会社 ○○工場

郵便番号検索（県内のみ）  
検索 Q  
市区町で検索（県内のみ）  
検索 Q  
町域名で検索（県内のみ）  
検索 Q

郵便番号 \*  
6500012  
ハイフン（-）は付けずに入力してください

所在地（市区町村） \*  
神戸市中央区

所在地（町域） \*  
北長狭通

所在地（その他） \*  
○丁目○番○号

代表者職名 \*  
○○工場長

代表者氏名 \*  
○○ ○○

担当者職名 \*  
△△係長

担当者氏名 \*  
△△ △△

電話番号 \*  
078-234-5678

メールアドレス \*  
abcdefg@hi.jk

※回答完了後にこちらのメールアドレスに自動返信メールが送付されますので、お間違いがないようご注意ください。

メールアドレス（確認用） \*  
abcdefg@hi.jk

※回答完了後にこちらのメールアドレスに自動返信メールが送付されますので、お間違いがないようご注意ください。

当課から担当者に連絡する際の直接の連絡先を入力  
回答後の確認メールはこのアドレスに届きます  
間違いのないようご注意ください。

## 3. 推薦調書2〈様式1－2〉

### ・技能の優秀さ

① 利用規約  
利用規約をご確認ください。

② 推薦調書1  
<様式1－1>

③ 推薦調書2  
<様式1－2>

④ 履歴書  
<様式2>

⑤ 添付書類  
添付書類をアップする

技能の優秀さ \*

○○職場で○○作業に△△年従事し、次の技能の優秀さは抜群で、業界第一人者と言われている。  
1. 世間一般でよく知られ、使用されている◇◇の□□部分の製作、組立、修復、検査等の作業  
2. ○○の作業において□□（※）することにより生産性を向上させる技能（業界で□□することの実用化に初めて成功した）  
3. ○○作業において△△することによる安全確保の技能、品質向上の技能、原価節減の技能（同氏の考案した原価節減の技能により、○○作業においてこれまで××万円の経費がかっていたところ、××万円にまで節減することができた）  
4. 第△△回技能五輪全国大会（昭和△△年）で第△位に入賞  
※□□・・・××の一つで、○○○○○の略である。△△製作の際に用いられる技法。

※専門的・技術的用語等については、全てふりがな及び簡単に分かる説明を付すこと。  
※専門用語の項目が多くなる場合は「専門用語集」として添付資料に含めてください。

### ・産業に対する貢献

産業に対する貢献 \*

上記の技能を活かし次の功績を残した。  
1. △△年に○○市において、△△の製作、□□の復元、××の据付を行った。  
2. ○○の生産において、△△年間○○であったものを、同氏の技能により□□することにより、生産性が××まで向上した。  
3. □□の生産（作業）において、△△することにより、安全性の確保、品質の向上、原価の節減を行った。  
4. 震災復旧・復興に際しては、○○の復旧工事に参加し、××日間で△△を完成させた。

### ・監督者（※役職以上）として部下の指導をした年数

監督者（※役職以上）として部下の指導をした年数  
12年6ヶ月

調書1にて、「顕功賞」を選択した場合のみお答えください。  
※「青年」の場合、非表示

## ・【顕功賞】後進技能者の育成

顕功賞：後進技能者の育成 青年：技能継承者としての将来性\*

- 職業訓練指導員として、△△年間〇〇に関し技能の指導を行い、のべ約××人を育成した。
- 〇〇するため、平成□□年から開催している××講習会（主催：〇〇〇協会）の講師を△△年間務めた。
- 〇〇技能士会理事として、△年間にわたり□□に務め、業界の発展及び後継者の育成に努めた。

## ・【青年】技能後継者としての将来性

顕功賞：後進技能者の育成 青年：技能継承者としての将来性\*

- 〇〇事業所の△△グループの若手リーダーとして、××を行い、職場の効率的な業務遂行に努めている。
- 〇〇業務に関する□□資格を取得し、業務上有効に活用し、また、他の若手技能者の目標となっている。
- 〇〇技能士会の青年部の中心となって、△△の面で□□を務め、団体の円滑な運営に寄与している。
- 〇〇業界における後継者の中核となって、率先して△△の活動をしている。

「顕功賞」は後進技能者の育成、「青年」は技能者としての将来性について記入

## ・模範性

模範性\*

- 常に△△の技能の研鑽に努め、その真摯な作業態度は他の模範である。
- 〇〇においても、協調性、責任感、指導力、計画性など優れている。
- 〇〇に関して、平成△△年に□□から表彰された。
- 〇〇技能検定委員として△期△年間務めた。

## ・現役性

有する技能に関連した職種における1日平均の就業時間\*

7時間45分

現役性\*

- △△作業（1日〇時間程度）や、□□作業（1日×時間程度）に従事している。
- 〇〇年間、△△技能習得後、管理職となつたが、現場△△作業（1日〇時間程度）に従事している。

## 4. 履歴書〈様式2〉

個人情報・利用規約	推薦調書1 <様式1-1>	推薦調書2 <様式1-2>	履歴書 <様式2>	添付書類・備考 プルダウンから選択
最終学歴 学校名*	学部・学科*	年月*	区分*	
兵庫県立〇〇高等学校	〇〇科	1979年3月	卒業	
団体役員歴				
団体名	役職	在任期間（自）	在任期間（至）	
〇〇工業協同組合△△部	部長	1998-04-01	2000-03-31	
〇〇工業協同組合	理事	2003-04-01	2005-03-31	

+ボタンを押し、役員歴を追加

最大10件まで入力可能。11件以上ある場合は、添付資料か備考欄にて記載をお願いします。

・表彰歴、免許資格等

表彰歴	
表彰名	社外表彰から順に記載ください。
第〇回△△全国大会 金賞	1982年10月
△△工業協同組合 理事長表彰	2003年6月
□□市技能功労賞	2006年10月
××大会 □□の部 優秀賞	2013年5月
△△マイスター認定	2014年9月

年月日の記載は「西暦」で統一いただきますようお願いします。

免許・資格・実用新案等	
名称	取得年月
第〇種△△士	1983年10月
××工事技術者	1984年6月

+ボタンを押し、項目を追加  
最大10件まで入力可能。  
11件以上ある場合は、添付資料か備考欄にて記載をお願いします。

・職業訓練指導員免許、技能検定

職業訓練指導員免許	
職種	取得年月
左官・タイル	1992年4月

+ボタンを押し、職業訓練指導員免許を追加  
(最大2件まで入力可能)  
「職種」はプルダウンから選択

技能検定			
級	職種	作業名	取得年月
1級	左官	左官作業	1989年10月

+ボタンを押し、技能検定を追加  
(最大5件まで入力可能)  
「級」「職種」はプルダウンから選択  
※同一職種の場合は上位級の記入のみで構いません

技能検定委員歴(補佐員歴)				
職種	種別	在任期間(自)	在任期間(至)	
左官	補佐員	2015-04-01	2017-03-31	
左官	委員	2017-04-01	2018-03-31	

+ボタンを押し、技能検定委員歴を追加(最大4件まで入力可能)  
「職種」「種別」はプルダウンから選択

兵庫県技能士会連合会への加入 技能士会名	
兵庫県〇〇技能士会	

## 5. 履歴書〈様式2〉

「申立書」・「住民票の写し」・「添付資料」（あれば）を添付してください。

※ファイル名は、それぞれ「申立書（被推薦者名）」等とする

## 6. 確認画面

下記のような画面が出るので、回答の確認を行ってください。

### 【能力開発課】令和8年度兵庫県技能者表彰推薦フォーム

回答を押すと、下記のような画面になります。

### 【能力開発課】令和8年度兵庫県技能者表彰推薦フォーム

ご推薦ありがとうございました。

ご回答いただきました  
募集期間内であれば、  
また、Myページにて

回答いただいた担当者のメールアドレスにメールが届きます。  
メールに記載の My ページ (URL) から期間内は回答の編集が可能です。

Myページ

### 3 卓越した技能者の表彰（現代の名工）について【厚生労働大臣表彰】

#### ① 卓越した技能者の表彰

卓越した技能者を厚生労働大臣が表彰するもので、広く社会一般に技能尊重の気風を浸透させ、技能者の地位及び技能水準の向上を図るとともに、青少年がその適性に応じ、誇りと希望を持って技能労働者となり、その職業に精進する気運を高めることを目的としています。

本手続きは、兵庫県知事から厚生労働大臣に推薦する候補者を募集するものです。全国的な規模の事業を行う事業団体等及び一般の方からの推薦は、厚生労働省のホームページをご確認ください。

#### ＜被推薦者の要件＞

##### 次の要件すべてに該当する方

(要件をすべて満たしていることを確認した上で推薦してください。)

※ 団体・事業所から県に推薦できるのは、同一職種（職種(2)）につき1名です。

ただし、1部門から20部門のいずれかの部門に該当する場合でかつ、1つの職種について、女性を1名以上推薦する場合には、当該職種は2名まで推薦することができます。

加えて、被推薦者が別表に定める職業部門のうち、21部門の推薦を希望する場合は、当該職種は3名まで推薦することができます。

- 1 技能の程度が卓越しており、当該技能において国内で第一人者と目されていること。
  - ・全国技能グランプリ、技能五輪全国大会、または全国アビリンピック上位入賞者、もしくは技能に関する広域の業界団体からの表彰受賞者など
- 2 推薦日現在において、現役の技能者として兵庫県内の事業所に就業していること。
  - ・現に表彰に係る技能を要する職業に従事している者
  - ・職業訓練指導員として、事業内職業訓練又は公共職業訓練において、当該卓越した技能について、実技指導を行っている場合等を含む
  - ・就労継続支援A型事業所の利用者は、表彰対象とはならない
- 3 就業を通じて、労働者の福祉の増進及び産業の発展に寄与した者であること。
  - ・後進技能者の技能の指導又は教育に携わり、技能者の育成に寄与した者
  - ・技能に関する工夫または改善等によって生産性を向上させた者
- 4 勤務実績、日常行為等において、他の技能者の模範と認められる者であること。
  - ・推薦日以前において禁錮以上の刑に処せられたことのない者
- 5 被推薦者の推薦に係る技能に関し叙勲若しくは褒章を受章又は受章予定がないこと。
  - ・長年のボランティア活動や人命救助など被推薦者の技能とは異なる理由で、叙勲又は褒章を受章又は受章予定がある者は推薦の妨げにはならない
- 6 (21部門のみ) 障害者手帳の交付を受けた者であること。
  - ・身体障害者手帳の交付を受けている者
  - ・療育手帳の交付を受けている者
  - ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

#### + 兵庫県技能顕功賞を受賞していること (21部門を除く)

#### ＜推薦から表彰までの流れ＞

- ↓
- ア 推荐団体・事業所が兵庫県知事に推薦
  - イ 選考のうえ兵庫県知事が厚生労働大臣に推薦
  - ウ 職業部門別審査及び総合審査を経て厚生労働大臣が決定
  - エ 表彰
    - ・受賞者：全国で概ね150名
    - ・表彰式の場所：東京都内
    - ・受賞者には、厚生労働大臣から、表彰状、卓越技能章及び褒賞金が授与される
    - ・受賞者の住所・氏名等を記者発表する

## ② 推薦手続

推 薦 者	推薦者とは、県内の市町長、技能者団体代表者、産業団体代表者、経済団体代表者、事業所代表者で、兵庫県知事に推薦書類を提出する者をいいます。 推薦者は、被表彰候補者が、卓越した技能者表彰（P15）の要件を具備していることを確認し、推薦書類を提出してください。															
推薦受付期 間	令和8年2月2日（月）～2月27日（金）															
提出書類	<p>《留意事項》</p> <p>1 推薦書類は、＜記載要領＞（P. 18～）をよく読んでから作成してください。</p> <p>2 被表彰者の選考は、提出された推薦書類のみによって行われますので、分かりやすく選考者にアピールする文章及び資料とするよう心がけてください。</p> <p>3 推薦書類は、パソコンで作成し、<u>全て電子データ</u>にて提出してください。</p> <p>4 動画はメールまたは電子媒体（CD-R、DVD、USBメモリ等）に格納の上、提出してください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">書 類</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">部 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">① 調書（1）（2）  ※ 調書（2）に収まらないときは、調書（3）、（4）まで記載できます。</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">【1～20部門】（様式3の1） 【21部門】（様式3の4）  1部</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">② （本人による）申立書  ※ A4版紙面片面10枚以内に貼り付けたもの</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">（P59様式）  1部</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">③ 作品・作業風景の写真  ※ 作品及び作業風景の写真（カメラ目線は避ける）を可能な限り複数枚添付し、作業状況の説明を付して下さい。 ※提出必須写真「①作業風景、②作業工程、③制作物（作品）、④後進の指導育成」をそれぞれ1枚以上添付すること。「①作業風景」については、本人と分かる直近1年以内（令和7年4月1日以降）に撮影された写真。</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">（様式4）  1部</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">④ 専門用語集  ※ ふりがな及び簡単に分かる説明を付し、解説が必要な用語が全提出書類中に1つも含まれていない場合は「無し」と記入すること。</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">（様式5）  1部</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">⑤ 住民票  ※ 本人のみ、本籍地記載有り、個人番号（マイナンバー）の記載無しのもの。</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">1部</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">⑥ その他の添付資料（返却を要しない資料）  (ア) 添付資料は縮小・拡大コピーするなどしてA4版サイズに統一し、必要最小限の分量にしてください。 (イ) 被表彰候補者の功績に関する新聞、雑誌、業界紙の記事などの写しを添付してください。 (ウ) 製作物などの発明、考案、改善、改良については、改良前と改良後の比較をなるべく数量的に表現し、分かりやすい説明書、図面、写真などを添付してください。 (エ) 特許、実用新案等の資料については、発明者名（共同の場合は、担当分野を明確に）、所有権者名、内容、取得年月日を明らかにする資料を添付してください。 (オ) 兵庫県技能顕功賞の写し ※21部門のみ推薦の場合は不要 (カ) 表彰、免許・資格等、技能検定、高度熟練技能者、ものづくりマイスター、全技連マイスター、技能グランプリ等入賞歴等を記入した場合は、当該事跡を明らかにする書類の写しを添付してください。 (キ) 調書に記載した歴・資格等の並び順に合わせ、PDF形式で1つのファイルに統合し提出してください。</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">各1部</td> </tr> </tbody> </table>		書 類	部 数	① 調書（1）（2）  ※ 調書（2）に収まらないときは、調書（3）、（4）まで記載できます。	【1～20部門】（様式3の1） 【21部門】（様式3の4）  1部	② （本人による）申立書  ※ A4版紙面片面10枚以内に貼り付けたもの	（P59様式）  1部	③ 作品・作業風景の写真  ※ 作品及び作業風景の写真（カメラ目線は避ける）を可能な限り複数枚添付し、作業状況の説明を付して下さい。 ※提出必須写真「①作業風景、②作業工程、③制作物（作品）、④後進の指導育成」をそれぞれ1枚以上添付すること。「①作業風景」については、本人と分かる直近1年以内（令和7年4月1日以降）に撮影された写真。	（様式4）  1部	④ 専門用語集  ※ ふりがな及び簡単に分かる説明を付し、解説が必要な用語が全提出書類中に1つも含まれていない場合は「無し」と記入すること。	（様式5）  1部	⑤ 住民票  ※ 本人のみ、本籍地記載有り、個人番号（マイナンバー）の記載無しのもの。	1部	⑥ その他の添付資料（返却を要しない資料）  (ア) 添付資料は縮小・拡大コピーするなどしてA4版サイズに統一し、必要最小限の分量にしてください。 (イ) 被表彰候補者の功績に関する新聞、雑誌、業界紙の記事などの写しを添付してください。 (ウ) 製作物などの発明、考案、改善、改良については、改良前と改良後の比較をなるべく数量的に表現し、分かりやすい説明書、図面、写真などを添付してください。 (エ) 特許、実用新案等の資料については、発明者名（共同の場合は、担当分野を明確に）、所有権者名、内容、取得年月日を明らかにする資料を添付してください。 (オ) 兵庫県技能顕功賞の写し ※21部門のみ推薦の場合は不要 (カ) 表彰、免許・資格等、技能検定、高度熟練技能者、ものづくりマイスター、全技連マイスター、技能グランプリ等入賞歴等を記入した場合は、当該事跡を明らかにする書類の写しを添付してください。 (キ) 調書に記載した歴・資格等の並び順に合わせ、PDF形式で1つのファイルに統合し提出してください。	各1部
書 類	部 数															
① 調書（1）（2）  ※ 調書（2）に収まらないときは、調書（3）、（4）まで記載できます。	【1～20部門】（様式3の1） 【21部門】（様式3の4）  1部															
② （本人による）申立書  ※ A4版紙面片面10枚以内に貼り付けたもの	（P59様式）  1部															
③ 作品・作業風景の写真  ※ 作品及び作業風景の写真（カメラ目線は避ける）を可能な限り複数枚添付し、作業状況の説明を付して下さい。 ※提出必須写真「①作業風景、②作業工程、③制作物（作品）、④後進の指導育成」をそれぞれ1枚以上添付すること。「①作業風景」については、本人と分かる直近1年以内（令和7年4月1日以降）に撮影された写真。	（様式4）  1部															
④ 専門用語集  ※ ふりがな及び簡単に分かる説明を付し、解説が必要な用語が全提出書類中に1つも含まれていない場合は「無し」と記入すること。	（様式5）  1部															
⑤ 住民票  ※ 本人のみ、本籍地記載有り、個人番号（マイナンバー）の記載無しのもの。	1部															
⑥ その他の添付資料（返却を要しない資料）  (ア) 添付資料は縮小・拡大コピーするなどしてA4版サイズに統一し、必要最小限の分量にしてください。 (イ) 被表彰候補者の功績に関する新聞、雑誌、業界紙の記事などの写しを添付してください。 (ウ) 製作物などの発明、考案、改善、改良については、改良前と改良後の比較をなるべく数量的に表現し、分かりやすい説明書、図面、写真などを添付してください。 (エ) 特許、実用新案等の資料については、発明者名（共同の場合は、担当分野を明確に）、所有権者名、内容、取得年月日を明らかにする資料を添付してください。 (オ) 兵庫県技能顕功賞の写し ※21部門のみ推薦の場合は不要 (カ) 表彰、免許・資格等、技能検定、高度熟練技能者、ものづくりマイスター、全技連マイスター、技能グランプリ等入賞歴等を記入した場合は、当該事跡を明らかにする書類の写しを添付してください。 (キ) 調書に記載した歴・資格等の並び順に合わせ、PDF形式で1つのファイルに統合し提出してください。	各1部															

	<p>⑦ 動画（任意）</p> <p><b>【21部門に推薦する場合のみ】</b></p> <p>推薦書類の調書のうち、障害の特性をより把握しやすくするために、必要に応じて、被推薦者の作業状況（①作業風景、②工程、③技能に係る作業）を撮影した<u>3分以内の動画の提出が可能です。</u></p> <p>録画形式はMP4形式（画質：720p程度若しくはそれ以下）とし、最小限の内容とすること。</p>	1本
	⑧ (該当者のみ) 氏名等に含まれる外字等の画像データ	1部
	⑨ (21部門に推薦する場合のみ) 推薦同意書	(様式7)
	⑩ (21部門に推薦する場合のみ) 障害者手帳の写し	1部
	⑪ チェックリスト  ※チェック表の下欄に推薦者情報等を記入してください。	(様式8の1) 1部
推薦書類 提出機関	<p>推薦書類は推薦者の所在地を所管する機関（P60参照）に提出してください。 電子データについては、各機関の組織宛メールアドレスへ送ってください。 ※なお、連合会が組織されている場合は、連合会長の推薦を受けた上で、所管する機関に提出してください。</p>	

### ③ 調書記載要領

調書は、被推薦者を審査するための基本資料である。したがって、以下に留意の上、必要事項を簡潔明瞭かつ的確に所定欄に記載すること。

#### (留意事項)

昨年度以前の被推薦者を改めて推薦する場合、作成する推薦調書の内容や添付写真を見直す等、過去に提出した推薦調書等と同一の内容としないこと。

なお、令和8年度より、これまでの第17部門及び第18部門を統合したことにより、第17部門以降の部門番号や職種名が変更しているため、推薦調書を提出する際には、必ず（実施要領別表）の職業部門、職業分類及び職種（例示）を確認すること。

#### 【調書1】

##### 1. 「職業部門」欄

被推薦者が従事する職業の職種が属する本要領の別表に定める職業部門の番号をプルダウンにて選択すること。

##### 2. 「職種名（1）及び（2）」欄

被推薦者が従事する職種を別表に例示している職種名を参考に、職種名（1）はプルダウンにて選択し、職種名（2）については記入すること。

なお、職種名や部門が不明な際は以下を参照すること。

厚生労働省編職業分類（ハローワークインターネットサービス内）

[https://www.hellowork.mhlw.go.jp/info/mhlw\\_job\\_dictionary.html](https://www.hellowork.mhlw.go.jp/info/mhlw_job_dictionary.html)

##### 3. 「氏名」欄

住民票に記載されている字画で氏名を記入し、ふりがなを付けること。

- (1) 名字と名前の間に全角スペースを1つ挿入すること。
- (2) 変換できない文字または特定のフォントでしか表示できない文字については、常用漢字等、一般的に使用されている文字に置き換え、「氏名・現就業先事業所名の外字」欄にその旨明記すること。また、その際は文字の画像データを調書とは別に添付すること。
- (3) 雅号等での表記は受け付けないため、雅号等は記入しないこと。

良い例：厚労 太郎（名字と名前の間に全角スペースが1つ）

悪い例：厚労太郎（スペース無し）、厚労 太郎（スペースが2つ以上）、

厚労 太郎（スペースが半角）、厚 労 太 郎（名字と名前の間以外にもスペース）

氏名・現就業先事業所名の外字等記載例：「藤」は草冠が「十」のように離れた字、「刃」は「刃」のように突き出る字、「◎」の字は「○」の字の偏が～～となつた字（フォント「△△」で表示可能）等

#### 4. 「生年月日」欄

住民票に記載されている生年月日を西暦で「19〇〇/〇〇/〇〇」の形式で入力し、「元号〇〇年〇〇月〇〇日」の形式（数字は半角）で記入すること。

#### 5. 「障害名・障害程度」および「障害の概要」欄 (21部門のみ)

被推薦者の障害者手帳に記載されている障害名及び障害程度をプルダウンから選択すること。

##### 【知的障害の場合の障害による程度の区分の入力方法】

- (1) 「療育手帳による程度の区分」の入力について、療育手帳等で次の記載が確認される場合は「A」を選択すること（Ⓐ、A、A1、A2、A3、1度、2度、A重、A中、A2a、A2b、A最重度、A重度）。それ以外は「B」を選択すること。
- (2) 療育手帳による程度の区分が「B」のうち、地域障害者職業センターが行う重度知的障害者判定を受け、判定書が交付された者は、「重度知的障害者判定による重度判定」のうち当てはまる判定を選択すること。
- (3) 障害の概要について具体的に記入すること。

#### 6. 「現住所」欄

郵便番号、現住所及び電話番号を略さずに記入すること。住民票の住所と実際に居住している居所が異なる場合は、居所を記入すること。

#### 7. 「就業先」欄

- (1) 「所属名」欄の上段には、雇用されている場合にあっては雇用事業所名を、自営している場合にあっては屋号等をそれぞれ省略等せず正確に（法人格を省略しないこと。「株式会社」を「(株)」などと表記しないこと）、下段には、工場名や支店名等（例：「〇〇工場」「〇〇支店」「〇〇営業所」など）があれば記載すること。
- (2) 「所在地」欄には、郵便番号、所在地及び電話番号を略さずに記入すること。
- (3) 令和8年11月1日以前に就業地が変更となることが推薦時に確定している場合は、カッコ書きで「(〇月〇日より変更予定)」などと明記すること。また、推薦後に就業地が変更となつた場合は速やかに連絡すること。
- (4) 「企業全体の従業員数」欄における人数には、被推薦者も含めた人数を記載すること。  
(例えば、就業者が被推薦者のみという場合は、0名とはならず、1名となる。)

#### 8. 「職歴」欄

##### (1) 「職歴」欄

ア 就業先の名称、職務内容、地位及び役職等を順番に記入すること。

イ 団体歴、公職歴、家業手伝い、学生時代のアルバイト、推薦を受ける技能と関係の無い職種に従事していた期間は記入しないこと。

ウ いわゆる企業内学校において、推薦を受ける技能と直接関係がある職種の訓練を受けた期間は職歴となること。

エ 令和8年11月1日以前に就業地が変更となることが推薦時に確定している場合は、7. 就業地欄と同様にカッコ書きで「(〇月〇日より変更予定)」などと明記すること。

## (2) 「在職期間」欄

その職の始期及び終期を記入すること。

なお、現職については、令和8年11月1日をもって終期とすること。

## (3) 「在職年月数」欄

月単位で計算した在職年月数を記入すること。

## 9. 「表彰歴」欄

(1) 技能に関連して被推薦者本人が表彰を受けたもののみについて、表彰の概要及び取得年月を記入し、表彰を証する書面の写しを全て添付すること。

(2) 技能に関連する表彰でない、「感謝状」「永年勤続表彰状」等は記入しないこと。

## 10. 「免許」欄

(1) 職業訓練指導員免許、技能検定委員、特許、実用新案等を有する者については、当該免許等の概要及び取得年月を記入し、免許等を証する書面の写しを全て添付すること。

特許、実用新案等については、発明者名、所有権者名、内容、取得年月日を明らかにする資料（例：公開特許公報など）の写しを添付し、共同の場合は本人の担当分野を明らかにすること。

(2) 本表彰と関連がない、「普通自動車運転免許」等は記入しないこと。

## 11. 「大会入賞歴等」欄

(1) 高度熟練技能者、ものづくりマイスター、全技連マイスターに該当する場合は、認定された年度、業種、職種を記入し、認定を証する書面の写しを全て添付すること。

(2) 技能グランプリ入賞歴、技能五輪国際大会入賞歴、技能五輪全国大会入賞歴がある場合は、開催回、参加職種、順位を全て記入し、入賞を証する書面の写しを全て添付すること。

なお、技能グランプリについては、第27回開催までは「第1位～第3位及び敢闘賞」、第28回開催以降現在までは「金賞～銅賞及び敢闘賞」としているので、記載についてもプルダウンより選択すること。

プルダウン：「金賞（1位）、銀賞（2位）、銅賞（3位）、敢闘賞、出場、その他」

また、複数回にわたって技能グランプリに出場している場合には、最高順位の回を選択、記載することとし、その他の出場については、任意様式（表彰・資格・免許他）に記載のこと。

## 12. 「技能検定」欄

該当する場合は等級、技能士の名称（〇〇技能士）、取得年月を記入し、技能士証の写しを全て添付すること。なお、等級は一級、二級、単一等級のように漢数字で記入すること。

## 【調書2】

調書（2）の「卓越した技能の概要」欄について、1葉で記入することが困難な場合は、調書（3）を2葉まで追加して記載することとして差し支えない。

### 1. 「過去5年の推薦回数」欄

過去5年において卓越した技能者の表彰について被推薦者が推薦された年度を記入し、推薦回数の合計に誤りがないかを確認すること。

### 2. 「推薦順位等」欄

#### (1) 「選考対象者総数」欄（一般推薦の場合は不要）

- ア 被推薦者の推薦に当たり、実際に推薦者が選考の対象とした全ての員数を記入すること。
- イ 推薦の可能性がある潜在的に入数を記載するなど、実際には選考してない者は計上しないこと。

#### (2) 「推薦総数」欄（1人のみ推薦の場合は不要）

選考対象者総数の内数であって被推薦者の全部門における総数を記入すること。

#### (3) 「推薦順位」欄（1人のみ推薦、第21部門の場合は不要）

被推薦者の全部門における推薦順位を記入すること。

### 3. 「推薦者及び推薦理由」欄

推薦者の記入は不要であるが、推薦理由については記入すること。

### 4. 「卓越した技能の概要」欄

技能者表彰審査委員が具体的に評価する欄として、その卓越性を的確に把握し、評価できるよう具体的かつ分かりやすく詳細に記載すること。

また、専門的・技術的分野に関する用語等については、「様式5 専門用語集」にふりがな及び簡単にわかる説明を付すこと。解説が必要な用語が一つもない場合には、「無し」と記載し提出する。

加えて、第21部門の被推薦者については、具体的な障害の程度に触れながら、障害をどのように乗り越えて技能のレベルを高めてきたのか記入すること。障害を克服し、技能を発揮されている場合はその工夫を、その他、被推薦者の技能向上のために職場環境において行っている取組みがあれば併せて記入すること。

#### (1) 「技能の概要」欄

ア 関連する他の資料に合わせて、被推薦者の従事する職種、技能の水準、範囲、特徴又は他の技能者との比較等の観点から卓越した技能を有するものであることが判定できるよう、特に技能の質的な面を中心に具体的に記入すること。

イ 記述に当たっては、技能面においてどの点がどのように優れているのか、エビデンス（数値等）、明確性（改善実績における本人の技能の関わりの明示等）に心がけること。  
なお、被推薦者の功績・経歴が中心となっているケースが見られるので注意すること。

(例) 「短時間で加工できる」

「通常3時間かかる加工を1時間でできる」等の表現とする。

(例) 「精度が向上した」

「標準公差 $\pm \mu$ が $\pm \Delta \mu$ に向上した」等の表現とする。

(2) 「功績・貢献の概要」欄

関連する他の資料に合わせて、その者が当該技能をもって製作又は建造等をしたもので、当該被推薦者の技能の程度の判断に資するとともに、企業、産業界及び社会に対する貢献度等において高く評価されているような事績を具体的に記入すること。

また、天災等による復興活動や福祉活動など、社会的貢献活動に積極的に取り組んでいる場合には、その点についても具体的な事例を踏まえて記載すること。

(3) 「後進指導育成の概要」欄

被推薦者が後進の指導・育成に当たった方法、対象及び範囲等を具体的に記入すること。

(4) 「現役性」欄

被推薦者が現役の技能者であるかを確認するため、その者の有する技能に関連した職種における1日平均の就業時間又は、その者の有する技能に関連した職種に専ら就業しているか否か（現場での直接指導等）を具体的に記入すること。

## 【写真】

写真は、被推薦者の製作した製品や作業風景を視覚的に確認し、調書を補完し、審査の一助として被推薦者の能力や技術を明確に審査員が判断できるよう添付するものである。このため、被推薦者の技能レベルや実際の作業風景・作品等が分かる大きくて鮮明なものを可能な限り複数枚添付する。

### 1. 添付する写真の種類

写真是次に記載する（1）から（4）までの内容をそれぞれ1枚以上添付すること。

全ての写真が「作業の状況が手元のみの写真」、「複数人の写真」、「後ろ姿の写真」など本人と確認しづらい写真とならないように留意し、複数人が写っている場合は、どれが本人か分かるようにすること。

#### (1) 作業風景

現役性の有無を確認するため、客観的に本人と分かる者が作業をしている直近1年以内（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）に撮影された写真。

#### (2) 作業工程

製作物（作品）ができるまでの大まかな過程や順番が分かる写真。

#### (3) 製作物（作品）

上記（1）で記した同期間における製作物（作品）の写真。ただし、製作期間が長く、同期間における作品・製品等が無い場合は最新のもので可とする。特に、商品として販売している場合は、現在も継続して販売しているものとする。

#### (4) 後進の指導育成

具体的にどのような指導を行ったかが分かる指導風景などの写真。

### 2. 写真に対する解説文章の記載について

作業風景や作品の写真において、被推薦者の卓越した技能がどのように発揮されているか簡潔明瞭に記載すること。

### 3. 技能や功績が確認できない写真が添付されている

単なる集合写真等、被推薦者の持つ技能や功績が確認できない写真は添付しない。

また、表彰状やトロフィー資格証等は、根拠資料である“その他資料”として提出すること（調書の写真としては添付しないこと）。

## 【専門用語集】

専門的・技術的分野に関する用語名、ふりがな及び解説を付したものとし、解説が必要な用語が全提出書類中に1つも無い場合は「無し」と記入し提出する。

## ④ 調書 記載例

**記入例** (都道府県・団体共通) ※本記入例を参考の上、適切な様式にそれぞれ記入すること。

### 調書 (1) 都道府県、団体

(様式 3 の 1、様式 3 の 2)

令和8年11月1日 現在

都道府県番号	○	推薦都道府県名 推薦団体名	職業部門	第5部門	職種名(1)	職種名(2)	氏名・現就業先事業所名の外字
		○○県 または 一般社団法人○○協会			電子応用機械器具組立工	電子計算機組立工	例: 「藤」は草冠が「十」のように離れた字、「刃」は「刃」のように突き出る字、「○」の字は「〇」の字の偏が～～となった字(フォント「△△」で表示可能)等

#### 推薦都道府県名欄、都道府県番号欄

プルダウンから推薦都道府県名を選択。

選択した都道府県に対応する番号が自動で都道府県番号欄に挿入される。

#### 推薦団体名欄

#### 職業部門番号欄、職種名(1)欄

「実施要領 別表」第1部門～第20部門を参考に職種をプルダウンにて選択し、記入。

#### 氏名・現就業先事業所名の外字欄

被推薦者の氏名・現就業先事業所名に変換できない文字または特定のフォントでしか表示できない文字がある場合、必ず記入。

#### 氏名・ふりがな・性別欄

住民票に記載されている字画で氏名を記入し、ふりがなを付け、名字と名前の間に全角スペースを1つ挿入する。

性別欄は住民票に記載されている性別をプルダウンから選択する。

ふりがな 氏名	ぎのう しゅういち 技能 秀一	性別 男	技能・技術が 分かるサイト等 (HPのURLを記載)	<a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/linzaikaihatsu/meikou/index.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/linzaikaihatsu/meikou/index.html</a>
生年月日	昭和31年12月10日	年齢 69		<b>技能・技術が分かるサイト等欄</b> 自身の技能や技術が分かるサイト(会社・団体HP等)があれば記入。
現住所 〒 000-0000				<b>生年月日・年齢欄</b> 生年月日を入力すると和暦に変換される。 入力は西暦で「yyyy/mm/dd」(スラッシュ区切り)のように入力すること。「年齢」欄は生年月日を直しく入力すると自動で挿入される。
都道府県 ○○県				
市区町村 ○○市○○町○丁目○一○ ○○マンション○○号室				<b>現住所欄</b> 被推薦者の現住所および電話番号を記入する。都道府県はプルダウンにて選択。 住民票の住所と実際に居住している居所が異なる場合は、居所を記入。
TEL 000-000-0000				

#### 就業先欄

所属企業欄には、雇用企業名を、自営の場合は屋号等を省略せず正確に記入(法人格を省略しないこと)。拠点名があれば記入する。(例:「○○工場」「○○支店」「○○営業所」)  
また「所在地」欄には、郵便番号、所在地及び電話番号を略さずに記入する。  
推薦時に、令和8年11月1日以前に就業地の変更が確定している場合は「(○月○日より変更予定)」と記入。なお、推薦後に就業地が変更となった場合は速やかに連絡する。

#### 職歴欄

就業先事業所の名称、職務内容、地位及び役職等を順番に記入すること。  
団体歴、公職歴、家業手伝い、学生時代のアルバイト、推薦を受ける技能と関係の無い職種に従事していた期間は記入しない。ただし、いわゆる企業内学校において、推薦を受ける技能と直接関係がある職種の訓練を受けた期間は職歴とする。

現役の職歴は最後に「として現在に至る」と記入。

就業先 (都道府県)	○○県	企業全体の従業員数欄	職歴	在職期間(年月日)	在職年月数
所属名 ○○電機 株式会社			△電機(株) 第二製造部○○課に電機として就職	S49.4.1 ~ S51.3.31	2年0ヶ月
○○工場			△電機(株) ○○工場 第一製造部○○課電子機器組立工として就職	S51.4.1 ~ H3.3.15	14年11ヶ月
企業全体の従業員数 1,500人		被推薦者も含めた人数を半角数字で入力する。 就業者が被推薦者のみの場合は、1と入力する。 ※事業所の人数は記載しない。	主任	H3.3.16 ~ H11.9.30	8年6ヶ月
所在地 〒 111-1111			○○長	H11.10.1 ~ H26.3.31	14年6ヶ月
都道府県 ○○県			○○長として現在に至る	H26.4.1 ~ R8.11.1	2012年7月
市区町村 ○△市○△区○△町111-1				~	
TEL 000-111-1111					

#### 在職期間(年月日)・在職年月数欄

在職期間の合計は、計算の上手入力のこと。

在職期間 計 51年6ヶ月

重複期間を除く在職期間 計 51年6ヶ月

現職については、令和8年11月1日をもって終期とすること。

### 表彰歴、免許・資格、大会入賞歴・技能検定等写しの提出について

本調書に記入した表彰や入賞歴などは、証する写しを全て、「その他資料」として提出すること。

※「様式4 写真」には記載しないこと。

その際には、表彰名や免許、資格名に①、②と番号を振り、根拠となる写しのファイルにも同様に①、②と番号を付すことで、

表彰歴	表彰の種類	表彰の概要	取得年月
	大臣表彰	①第〇回〇〇技能競技全国大会（〇〇の部）〇〇大臣表彰	H〇年〇月
	知事・行政機関の局長表彰	②卓越技能者〇〇県知事表彰：〇〇に係る卓越技能について表彰	H〇年〇月
	全国レベルの業界団体表彰		
	その他	③優秀技能者〇〇市長表彰：〇〇に係る優秀技能について表彰 ④〇〇県職業能力開発協会会长表彰：技能検定の推進貢献について表彰	H〇年〇月 H〇年〇月

#### 表彰歴欄 ※項目名の変更や行の追加など勝手に様式を変えないこと。

表彰を有する場合、表彰の概要及び取得年月を記入。（技能に関連して被推薦者本人が表彰を受けたものののみ記入）表彰の種類は、上段より順に該当項目に記入。

- ・「〇〇大臣賞」の場合は大臣表彰。
- ・「〇〇マイスター（〇〇知事賞）」の場合は知事・行政機関の局長表彰。
- ・「一般社団法人〇〇協会会长賞」の場合は全国レベルの業界団体表彰。

#### 免許・資格等

職業訓練指導員免許の取得歴・技能検定委員の委嘱歴・特許を有する者については、免許・資格等の概要と取得年月を記入し、免許等を証する書面の写しを全て添付する。

免許・資格等	免許の種類	免許・資格等の概要	取得年月
	職業訓練指導員免許	⑤機械科	H〇年〇月
	技能検定委員	⑥〇〇県技能検定委員（機械）	H〇年〇月
	特許・実用新案等	⑦特許123456「〇〇用装置の考案」	H〇年〇月

#### 大会入賞歴等欄

高度熟練技能者、ものづくりマイスター、全技連マイスターに該当する場合は、認定された年度（元号アルファベット+数字）、業種、職種を記入。

技能グランプリ入賞歴、技能五輪国際大会入賞歴、技能五輪全国大会入賞歴がある場合は、開催回、参加職種、順位を記入。具体的留意点の「9.表彰歴」欄を参照のこと。

#### 技能検定欄

等級は漢数字で記入。

技能士の名称、取得年月を記入。

大会入賞歴等	認定年度	職種		技能検定	等級	技能士の名称	取得年月	
	高度熟練技能者				一級	⑩電気機器組立技能士	H〇年〇月	
	ものづくりマイスター	H28	⑧〇〇〇〇					
	全技連マイスター							
	技能グランプリ（一級技能士競技大会）	開催回	参加職種					
	技能五輪国際大会入賞歴	〇回	⑨機械職種		〇位			
	技能五輪全国大会入賞歴							

**記入例** (都道府県・団体共通) ※本記入例を参考の上、適切な様式にそれぞれ記入すること。

**調書（2）都道府県、団体**

(様式3の1、様式3の2)

都道府県番号	推薦都道府県名 推薦団体名	職業部門	職種名（1）	職種名（2）	ふりがな	ぎのう しゅういち
○ ○○県 または 一般社団法人○○協会	第5部門	電子応用機械器具組立工	電子計算機組立工	氏名	技能 秀一	

**過去5年の推薦回数欄**

過去5年において被推薦者が卓越した技能者の表彰について推薦された年度を記入し、合計回数を確認する。

**都道府県番号欄、推薦都道府県名、推薦団体名、職業部門、職種名（1）、職種名（2）、氏名欄**

調書(1)に記載したものが自動で反映。

過去5年の推薦回数		(所在地又は住所) = 111-1234  <b>推薦者及び推薦理由欄</b>	<b>推薦者及び推薦理由欄</b>	
令和5	年度		推薦者の記入は 不要です	
令和3	年度		推薦理由欄は記入 してください	
令和2	年度			
	年度			
	年度			
計 3	回			
推薦順位等			TEL 000-111-2222	
選考対象者総数	36人		○○県知事 ○○ ○○ または、 一般社団法人○○協会 会長 ○○ ○○	
推薦総数	7人	(推薦理由)		
推薦順位	1位	（推薦理由） 電子分野の試作品製作における「はんだ付け」を始め、試作品の完成されるまでに必要な電子回路技術、組付技能、計測・評価技能などの電子機器組立に関する技能に卓越している。その技能を活かして、宇宙産業機器や自動車用電子制御製品、ITS製品などの多くの試作を担当し、製品化まで導いた。また、幾多の改善による生産性及び品質の向上や、職場安全に寄与するとともに、多くの後進技能者の指導・育成に貢献した。以上のことから本被推薦者は、電子機器組立に関する優れた技能を伝承するなど、多くの実績があり、県1位として推薦する。		

**推薦順位等欄**

- 選考対象者総数欄…推薦に当たり、被推薦者とならなかった者も含め選考の対象とした全ての人数を記入（例えば、50人を選考して、最終的に推薦者が10人となった場合は、「50」を記入する。）。なお、厚生労働大臣への推薦に当たり、管轄の市区町村、商工関係機関又はその他の団体等に推薦を依頼した上で候補者の選定を行っている場合は、当該推薦人数を記載し、潜在的人数を記載するなど、過大な人数を計上しないように留意する。

- 推薦総数欄…被推薦者の全部門における総数を記入。（1人のみ推薦の団体は不要）
- 推薦順位欄…被推薦者の全部門における推薦順位を記入。（1人のみ推薦の団体は不要）

**卓越した技能の概要欄**

「卓越した技能の概要」欄に記載の各項目を参照の上記入。一葉で記入することが困難な場合は、調書（3）まで記載して差し支えない。

技能の概要	功績・貢献の概要 (社会的貢献活動を含む)	後進指導育成の概要	現役性
<p>電子分野の試作品製作に長年従事して培った知識・技能を有しており、特に下記の技能に優れている。</p> <p>1. 高信頼性を保障する組立技能 電子機器組立の「はんだ付け」技能と、振動を考慮した組立技能を修練し、その経験と研究から、信頼性の高い工法や工程を生み出した。その技能は、ハイブリッド車や燃料電池車に搭載されている電子制御製品の試作でも基礎となっており、現在は幅広く標準化されている。</p> <p>2. プリント板アートワーク技能 電子製品の試作では、小型軽量化が重要課題とされ、その完成度はプリント基板の部品実装密度に大きく左右される。その中でもプリント板のアートワーク作業において、これまで培った優れたノウハウをベースに創意工夫と研究を重ね、新たなアートワークの工法を生み出した。その技能は現在標準化され、多くの電子製品の試作に適用されている。</p>	<p>1. 宇宙産業機器への貢献 人工衛星搭載用の低振動モータと宇宙環境測定装置の製作において、米国航空宇宙局の要求基準をクリアし、製品化を実現した。この技能は、現在運用中の国際宇宙ステーションの実験モジュールで使用する真空ポンプ用コントローラの製造にも用いられた。</p> <p>氏の技能は、宇宙産業事業の発展・拡大に貢献のみならず、○○産業の○○分野にも応用されている。また、耐震設備の○○の製造にも携わり、特に○○地震で被災した○○地域では自らが○○に取り組み、復興支援にも貢献した。</p> <p>2. モータースポーツ活動への貢献 エンジン性能の向上を目指したエンジン制御用コンピュータの試作と量産に取り組んだその結果、高性能な電子部品の組付品質の向上に貢献した。</p> <p>現在、この工法は標準化され、試作品の組立工法として広く活用されることとなつた。</p>	<p>1. 電気・電子関係の国家検定に実技指導員として活躍し、これまでに○○名を合格させ、○○県技能競技大会において1位入賞者○○名を輩出した。</p> <p>2. 技能五輪大会出場者の指導を通じ、工場よりこれまでに○○人を全国大会に出場させた。大会では1位入賞○○名の成績を獲得させると共に○○年の国際大会でも1位入賞を果たせる等、高い指導能力を發揮した。</p> <p>3. 技能検定補佐員として○○年にわたり尽力し、○○年から検定委員として、検定（電子機器・配電盤組立て）の運営に貢献し、現在も県技能検定専門委員として活躍している。</p>	<p>技能五輪選手を指導する後進の指導員や技能五輪選手の指導、現場管理に尽力している。また、自ら電子機器組立工として、訓練課題の作製作業に日々従事している。</p> <p>現在従事している業務内容とその内訳は次のとおりである。</p> <p>就業時間○時間</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>新規課題の検討及び仕様書類の作製（○時間）</li> <li>指導方法や訓練内容の検討及び改善（○時間）</li> <li>職場内の巡回と指導員や選手への指導・教育（○時間）</li> </ol>

**記入例** (都道府県・団体共通) ※本記入例を参考の上、適切な様式にそれぞれ記入すること。

**調書 (1) 都道府県、団体 (第21部門)**

(様式3の4、様式3の5)

令和8年11月1日 現在

都道府県番号	○	推薦都道府県名 推薦団体名	職業部門	第21部門	職種名 (1)	職種名 (2)	
		○○県 または 一般社団法人○○協会			数値制御金属工作機械工	マシニングセンタオペレーター	

**推薦都道府県名欄、都道府県番号欄**

プルダウンから推薦都道府県名を選択。

選択した都道府県に対応する番号が自動で都道府県番号欄に挿入される。

**推薦団体名欄**

正式名称を記入。

**職業部門番号欄、職種名 (1) 欄**

「実施要領 別表」第1部門～第20部門を参考に職種をプルダウンにて選択し、記入。

(2) 欄は手入力する。

**氏名・現就業先事業所名の外字欄**

被推薦者の氏名・現就業先事業所名に変換できない文字または特定のフォントでしか表示できない文字がある場合、必ず記入。

**氏名・ふりがな・性別欄**

住民票に記載されている字画で氏名を記入し、ふりがなを付け、名字と名前の間に全角スペースを1つ挿入する。

性別欄は住民票に記載されている性別をプルダウンから選択する。

ふりがな 氏名	ぎのう ゆうこ 技能 優子	性別	女	生年月日	氏名・現就業先事業所名の外字
		年齢	52	昭和48年10月17日	例: 「藤」は草冠が「十」のように離れた字、「刃」は「匁」のように突き出る字
障害名 障害程度	障害名	障害程度 (等級)	療育手帳 判定	【障害程度について】 ○療育手帳による程度の区分 療育手帳等で次の記載が確認される場合は「A」を選択 (Ⓐ、A、A1、A2、A3、1度、2度、A重、A中、A2a、A2b、A最重度、A重度)。それ以外は「B」を選択。 ○重度知的障害者判定による重度判定 療育手帳による程度の区分「B」のうち、地域障害者職業センターが行う重度知的障害者判定を受け、判定書が交付された者について、当てはまる判定を選択。	
	身体障害 (聴覚障害)	2級			
障害の概要	障害の概要欄 具体的にどのような障害であるかを記入する。				
現住所	〒 000-0000				
都道府県	○○県				
市区町村	○○市○○町○丁目○-○ ○○マンション○○号室				
TEL	000-000-0000				

**障害名・障害程度欄**

被推薦者の障害者手帳に記載されている障害名  
及び障害程度をプルダウンから選択する。

**生年月日・年齢欄**

生年月日を入力すると和暦に変換される。

入力は西暦で「yyyy/mm/dd」(スラッシュ区切り)のように入力すること。「年齢」欄は生年月日を正しく入力すると自動で挿入される。

**現住所欄**

被推薦者の現住所および電話番号を記入する。都道府県はプルダウンにて選択。  
住民票の住所と実際に居住している居所が異なる場合は、居所を記入。

**就業先欄**

所属企業欄には、雇用企業名を、自営の場合は屋号等を省略せず正確に記入  
(法人格を省略しないこと)。拠点名があれば記入する。(例:「○○工場」「○○支店」「○○営業所」)

また「所在地」欄には、郵便番号、所在地及び電話番号を略さずに記入する。

推薦時に、令和8年11月1日以前に就業地の変更が確定している場合は  
「(○月○日より変更予定)」と記入。なお、推薦後に就業地が変更となっ  
た場合は速やかに連絡する。

**職歴欄**

就業先事業所の名称、職務内容、地位及び役職等を順番に記入すること。  
団体歴、公職歴、家業手伝い、学生時代のアルバイト、推薦を受ける技能  
と関係の無い職種に從事していた期間は記入しない。ただし、いわゆる企  
業内学校において、推薦を受ける技能と直接関係がある職種の訓練を受け  
た期間は職歴とする。

現役の職歴は最後に「として現在に至る」と記入。

就業先 (都道府県)	株式会社 ○○工業 ○○支部	企業全体の従業員 数欄	職歴	在職期間 (年月日)		在職年月数
企業全体の 従業員数				120人	H8. 4. 1 ~ H27. 3. 31	19年0月
所在地	〒 000-0000		(株) ○○工業○○支部第二製造部○○課 電機工として就職	H27. 4. 1 ~ R2. 3. 31	5年0月	
都道府県	○○県		(株) ○○工業○○支部第二製造部××課 配置転換	R2. 4. 1 ~ R8. 11. 1	6年7ヶ月	
市区町村	○○市○○町○○○-○		同課の××班の指導係員に就任し現在に至 る	~		
TEL	000-000-0000 (内線****)		在職期間 (年月日) ・ 在職年月数欄	在職期間 計	30年7ヶ月	
			在職期間の合計は、計算の上手入力のこと。 重複期間を除く在職期間 計		30年7ヶ月	
			現職については、令和8年11月1日をもって終期とすること。			

### 表彰歴、免許・資格、大会入賞歴・技能検定等写しの提出について

本調書に記入した表彰や入賞歴などは、証する写しを全て、「その他資料」として提出すること。

※「様式4 写真」には記載しないこと。

その際には、表彰名や免許、資格名に①、②と番号を振り、根拠となる写しのファイルにも同様に①、②と番号を付すことで、どの根拠資料を示しているかが明確に分かるよう工夫すること。

表彰歴	表彰の種類	表彰の概要	取得年月
	大臣表彰	①障害者雇用優良事業所等厚生労働大臣表彰（優秀勤労障害者）	H0年〇月
	知事・行政機関の局長表彰	②〇〇県優秀勤労障害者	H0年〇月
	全国レベルの業界団体表彰		
	その他		

#### 表彰歴欄 ※項目名の変更や行の追加など勝手に様式を変えないこと。

表彰を有する場合、表彰の概要及び取得年月を記入。（技能に関連して被推薦者本人が表彰を受けたもののみ記入）表彰の種類は、上段より順に該当項目に記入。

- ・「〇〇大臣賞」の場合は大臣表彰。
- ・「〇〇マイスター（〇〇知事賞）」の場合は知事・行政機関の局長表彰。
- ・「一般社団法人〇〇協会会長賞」の場合は全国レベルの業界団体表彰。

#### 免許・資格等

職業訓練指導員免許の取得歴・技能検定委員の委嘱歴・特許を有する者については、免許・資格等の概要と取得年月を記入し、免許等を証する書面の写しを全て添付する。

免許・資格等	免許の種類		免許・資格等の概要					取得年月				
	職業訓練指導員免許											
	技能検定委員											
	特許・実用新案等											
アビリンピック入賞歴	大会名など	開催回認定年度	競技種目名	順位	技能検定	等級	技能士の名称	取得年月				
	国際アビリンピック					一級	⑥機械加工技能士	H0年〇月				
	全国障害者技能競技大会（全国アビリンピック）	32回	③機械CAD	銅賞								
	地方アビリンピック	10回	④機械CAD	銀賞								
大会表彰歴等	技能グランプリ（一級技能士競技大会）				技能検定欄							
	技能五輪国際大会入賞歴				等級は漢数字で記入。 技能士の名称、取得年月を記入。							
	技能五輪全国大会入賞歴											
	高度熟練技能者											
	ものづくりマイスター	H〇年度	⑤〇〇〇〇〇	〇位	技能・技術が分かれるサイト等(HPのURLを記載)							
<a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kyouroudou/〇〇〇/index.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kyouroudou/〇〇〇/index.html</a>												
全技連マイスター												

#### アビリンピック入賞歴・大会入賞歴等欄

高度熟練技能者、ものづくりマイスター、全技連マイスターに該当する場合は、認定された年度（元号アルファベット+数字）、業種、職種を記入。

国際アビリンピック入賞歴、全国アビリンピック入賞歴、地方アビリンピック入賞歴、技能グランプリ入賞歴、技能五輪国際大会入賞歴、技能五輪全国大会入賞歴がある場合は、開催回、参加職種、順位を記入。  
具体的留意点の「9.表彰歴欄」を参照のこと。

**記入例** (都道府県・団体共通) ※本記入例を参考の上、適切な様式にそれぞれ記入すること。

**調書（2）都道府県、団体（第21部門）**

(様式 3 の 4、5)

都道府県番号	都道府県名	職業部門	職種名（1）	職種名（2）	ふりがな	ぎのう ゆうこ
○ ○○県 または 一般社団法人○○協会	第21部門	数値制御金属工作機械工	マシニングセンタオペレーター	氏名	技能 優子	

**過去5年の推薦回数欄**

過去5年において被推薦者が卓越した技能者の表彰について推薦された年度を記入し、合計回数を確認する。

都道府県番号欄、推薦都道府県名、推薦団体名、職業部門、職種名（1）、職種名（2）、氏名欄

調書(1)に記載したものが自動で反映。

過去5年の推薦回数

令和4 年度

令和3 年度

年度

年度

年度

計 2 回

推薦総数等

選考対象者総数 2人

推薦総数 1人

(所在地又は住所)

推薦者の記入は  
不要です  
推薦理由欄は記入  
してください

**推薦者及び推薦理由欄**

推薦者の所在地または住所、電話番号及びその推薦理由を記入する。推薦者氏名は、都道府県知事名または団体代表者氏名とするが、空席時等やむをえない場合は職務代行者であることを明記し、職務代行者名を記入。

都道府県知事推薦の1位の者に関しては、他の候補者と比較して最上位とした理由も併せて記入。

TEL 000-111-1111

(推薦印坦白表示欄)

○○県知事 ○○ ○○ または、一般社団法人○○協会 会長 ○○ ○○

(推薦理由)

氏は○○の障害があるものの、マシニングセンタオペレーターにかかる優れた技能を有しており、その技能を活かして、最も重要な高い技能が求められる○○業務に指導係員として従事している。職場では障害者雇用への理解が深く、その技能の実現のために、障害による作業効率が低下しないよう、○○の工夫をする等職場環境の改善を図り、卓越した技能になるに至った。日々の業務においても、後進者の指導に尽くし、事業所全体の技能レベルの向上にも大きく貢献した。また、○年にわたりアビリティックの指導を行い、数多くの全国アビリティック受賞者を輩出するなど、後進技能者の指導・育成に貢献した。以上のことから本被推薦者は、優れた技能を有するとともに、その技能を伝承する上で大きな役割を担っているため推薦する。

**推薦総数等欄**

・選考対象者総数欄…推薦に当たり、被推薦者とならなかった者も含め選考の対象とした全ての人数を記入。なお、厚生労働大臣への推薦に当たり、管轄の市区町村、商工関係機関又はその他の団体等に推薦を依頼した上で候補者の選定を行っている場合は、当該推薦人数を記載し、潜在的入数を記載するなど、過大な入数を計上しないように留意する。

・推薦総数欄…被推薦者の全部門における総数を記入。（1人のみ推薦の団体は不要）

## 卓越した技能の概要欄

「卓越した技能の概要」欄に記載の各項目を参照の上記入。一葉で記入することが困難な場合は、調書（3）まで記載して差し支えない。

なお、自身の持つ障害に触れながら障害をどのように乗り越えて技能のレベルを高めてきたのか、また被推薦者の技能向上のために職場環境の工夫や取組みについても具体的に記入する。

### 卓越した技能の概要

技能の概要 (障害の克服と技能研鑽への工夫や取り組み)	功績・貢献の概要 (社会的貢献活動を含む)	技能の指導及び育成の概要	現役性
<p>1 優れた組立技能 氏は〇〇の障害がありながらも、機械CADをはじめとした、マシンニングセンタオペレーターにかかる卓越した技能を有する。1/1000単位等非常に正確さを要するこの作業について、金属の性質や回転数を考慮しながら、他の技能者であれば、その品質は〇〇単位の精度が求められるところ、その更に1/10の〇〇単位の精度までの加工を行うことによって、緻密且つ高品質な製作を行っていることから通常〇〇日かかるところ、氏は障害により遅れがちとなる作業スピードを超越した技能によって通常〇〇日かかるところを〇日で仕上げ、稼働率は〇〇%アップし、且つ、高品質な製品を実現し、企業の業績にも大きく貢献している。また、氏の存在により安定稼働がなされているといつても過言でない。 このような極めて優れた技術も、氏は人一倍努力を積み重ね技能を研鑽するだけではなく、その技能を実現するため、障害による作業効率が低下しないよう、職場環境の改善として、〇〇の措置を講じるなどをした。このことによって、事業所全体の環境改善に目を向けることができ、引いては技能レベルの向上に大きく貢献した。</p>	<p>1 業績への貢献 氏の製品づくりは、高度な技能による精度の追求や、スピードだけではない。 取引先が新製品の開発の相談があれば、複雑な形状への困難とされる加工も行うことができるため、多種多様な提案を行うことができ、また、氏の提案には自信の経験から障害雇用にも配慮されたものとなっている。こうしたことから、先方の企業からは、非常に満足度が高い評価を受け、引いては売り上げ高にも貢献するなど、企業自体の信頼度も高めている。</p> <p>2 業界における障害がある技能者の技能向上への貢献 全国アビリンピックに機械CAD職種として〇度出場し、第32回大会では銅賞を受賞するなど、業界における障害がある技能者の技能向上に多大な貢献をした。</p> <p>3 社内への貢献 氏は〇〇社〇〇部門に採用され、勤続〇〇年従事しており、その知識と技能は、他の従業の模範となっており、周囲の従業員からも相談を受けたり、指導も行っている。</p>	<p>1 第二製造部〇〇課××班における後進者指導 上記班に所属する〇名の職員に対し〇〇業務の指導を行い、職員に豊富な知識を伝えることで、事業所内の周囲や職員の後進の育成に貢献している。</p> <p>2 アビリンピックの指導 氏は過去に出場した経験を生かし、どのような指導を行えば効率的に競技大会で好成績を収めができるか、といった感性を体得しており、第二製造部〇〇課××班の指導係員として日々〇〇業務に従事する傍ら、アビリンピックの指導を行い後進育成にも尽力している。優れた技能を用いて、〇〇年間にわたり、〇〇職種の指導を行ったことで、〇名が全国アビリンピックに出場し、うち△名が受賞した。</p>	<p>1 氏は、第二製造部〇〇課××班の職員として勤務しているが、人柄は温厚で、誰とも親しくコミュニケーションを取れる人気者であり、所属部署の職員だけでなく、社内の雰囲気づくりに貢献している。</p> <p>2 勤務態度についても、挨拶等しっかりとした礼節の下、時間に遅れることなく、熱心に業務に取り組んでいる。 1日の主な作業内容及び時間は次のとおり。</p> <p>1 ○〇業務：〇時間 2 大会指導：〇時間 (大会直前期は△時間)</p>

229

189

171

119

職業部門	第16部門	被推薦者氏名	技能 秀子	撮影年月日	令和7年5月3日
------	-------	--------	-------	-------	----------

直近1年以内の**作業風景写真**を必ず1枚以上添付する。

写真添付欄 (①作業風景)

【注意点1】

該当職種で求められる安全面や衛生面に留意している**①作業風景写真**を添付する。

合致しない写真例



着帽せず、髪も束ねていない

合致する写真例



着帽し衛生面に充分配慮していることが見て取れる

写真説明

地元の名産である〇〇を積極的に自店のメニューに取り入れて使用するなど、地産地消に努めている。また、今まで多く廃棄されてきた野菜の芯や皮を利用し、フードロスの削減にも力を入れるなど、環境面にも配慮した取り組みを行っている。

職業部門	第9部門	被推薦者氏名	技能 秀雄	撮影年月日	令和7年5月
------	------	--------	-------	-------	--------

写真添付欄 (②作業工程)

【注意点2】

**②作業工程写真**として、製品の中間で用いられる部品等を製造している場合は、最終的な制作物においてその部品がどのように使われているのか記載すること。

合致しない写真例



最終的にどのように用いられているのか分かりづらい

合致する写真例



〇〇氏の製品をここで使用

写真説明

〇〇神社の修繕の際に用いられた〇〇の部品製造に深く携わる。氏の制作した部品は、伝統的な〇〇造りを支える上で欠かすことの出来ないものであり、その技術の高さゆえに幾つもの伝統社寺の修繕に用いられている。

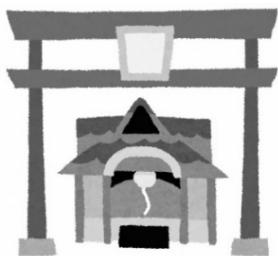
職業部門	第9部門	被推薦者氏名	技能 秀雄	撮影年月日	令和7年11月3日
------	------	--------	-------	-------	-----------

## 写真添付欄（③製作物・作品）

## 【注意点3】

③製作物（作品）については、現役性の担保のため、直近1年以内の写真を1枚以上添付すること。（ただし、製作期間が長期にわたる場合は、最新のもので可）

## 合致しない写真例



古い作品写真しかない  
(直近1年以内に撮影した作品写真がない)

## 合致する写真例



直近1年以内に撮影した作品写真がある

## 写真説明

〇〇年～〇〇年にかけて氏が修繕に携わった〇〇神社。〇〇造りや〇〇伝統的な技法を用いた、〇〇の技術が活かされている。

職業部門	第16部門	被推薦者氏名	技能 秀子	撮影年月日	令和7年7月
------	-------	--------	-------	-------	--------

## 写真添付欄（④後進の指導育成）

## 【注意点4】

④後進の指導育成が行われていることの分かる写真を添付する。

## 合致しない写真例



実際、具体的にどのような指導を行ったのか分からぬ

## 合致する写真例



指導風景が分かる写真がある

## 写真説明

〇〇小学校等、計〇校の小学校に対し、体験料理教室を実施し、技能尊重の機運醸成に貢献。  
・包丁の持ち方や、野菜の切り方、根菜・葉物など種類によって熱の通り方に違いが出ることを説明した上で、火にかける順番を指導し、熟練した技能を実演してを見せた。

(様式5)

必ず記載すること。

## 専門用語集（例）

※必要に応じ画像や図表を添付し、分かりやすく記載する工夫があると良い。

ただし、本ファイルを含む推薦書類の合計サイズが被推薦者1人につき指定された容量以内となるよう、適宜トリミング部分の削除や不鮮明にならない範囲での画像圧縮等を行うこと。

※提出書類中に解説を要する専門用語が1つも無い場合は、提出は不要とする。

様式 7

## 推薦同意書（第 21 部門）

「卓越した技能者の表彰」の候補者は、下記事項を理解の上、同意する場合に、職業部門第 21 部門での推薦が可能となります。

次の事項を確認し、推薦に同意する場合は、本人署名欄に推薦される本人が自筆で署名して下さい。

推薦受付後、候補者の中から審査が行われ被表彰者を決定しますが、厚生労働大臣による表彰式（推薦年の 11 月頃）に先立ち、推薦の際に提出された写真、氏名、年齢、職種、就業先の事業所名、技能功績等が新聞、テレビ等の報道機関に公表され、報じられます。

また、障害の種類、程度等についても公表されます。

### 【推薦及び表彰に係る事項の同意・署名】

「卓越した技能者の表彰」の推薦にあたり、

被表彰者に選出された場合は、顔写真、氏名、年齢、職種、就業先の事業所名、技能功績、障害の種類・程度等について、プレス発表資料、行政等の広報誌・ウェブサイト、被表彰者名簿等に掲載されること

上記について、理解の上、同意します。

令和 8 年 3 月 2 日

被推薦者 本人署名 技能 優子

(被推薦者本人の署名が困難な場合)

被推薦者との関係

代理人署名

## 4 職業部門、職業分類及び職種（例示）

- 1 本表に掲げる職種(1)及び(2)は、厚生労働省編職業分類を参考として示した例示である。
- 2 管理的職員又は職業訓練指導員が管理等の仕事以外の技能を要する仕事に主として直接従事している場合は、当該従事している技能を要する職業に分類すること。
- 3 被推薦者の有する技能が2職種以上に該当しているような場合は、主としてどの職種に従事しているかで判断すること。

部門	職業分類	職種（1）	職種（2）
1	1 金属材料製造の職業	(1) 製銑工、製鋼工	①製銑工、②製鋼工、③キュポラ工（鉄物用鉄溶融）等
		(2) 非鉄金属製鍊工	①非鉄金属溶融炉工、②非鉄金属電解工、③半導体材料精鍊工（多結晶シリコンなど）等
		(3) 鋳物製造工	①鋳物工、②鋳物仕上工 等
		(4) 鍛造工	①鍛造加熱炉工、②自由鍛造工、③型鍛造工、④手かじ工 等
		(5) 金属熱処理工	①金属熱処理工
		(6) 圧延工	①圧延工
		(7) 伸線工	①伸線工
		(8) 金属材料検査工	①金属材料検査工 等
		(9) その他の金属材料製造の職業	①打貫工、②金属材料原料工、③金属焙焼工、④鉱石焼結工、⑤粉末冶金成形工、⑥粉末冶金製品製造工 等
2	1 金属加工の職業	(1) 汎用金属工作機械工	①旋盤工、②ボール盤工、③フライス盤工、④研削盤工、⑤仕上機械工 等
		(2) 数値制御金属工作機械工	①NC 旋盤工、②NC フライス盤工、③NC 金属特殊加工機工、④マシニングセンタオペレーター等
		(3) 板金工	①工場板金工 等
		(4) 金属手仕上工	①金属手仕上工

3	1 その他の金属加工等の職業	(1) 金属プレス工	①プレス成形工(打抜プレス、曲プレスを除く)、 ②打抜プレス工、③曲プレス工、④プレス刻印工、 ⑤NC プレス機械工 等
		(2) 鉄工、製缶工	①建築鉄工、②造船鉄工、③製缶工 等
		(3) くぎ・ばね・金属線製造工	①くぎ類製造工、②ばね製造工(冷間成形によるもの)、③金属線製品製造工 等
		(4) 金属研磨工	①金属材料研磨工、②金属製品研磨工 等
		(5) 金属彫刻工	①彫金工(工芸的なものを除く)、②機械彫刻工、 ③腐食彫刻工、④かざり職、⑤けがき工 等
		(6) 金属製品製造工	①金属製家具製造工、②金属製建具製造工、③治工具製造工、④金具製造工、⑤ 金型製造工、⑥ 刃物製造工 等
		(7) 金属加工・溶接検査工	①金属加工検査工、②金属溶接検査工 等
		(8) その他の金属加工の職業	①ろう付工、はんだ付工、②金型取付工、③金属切断工(刃物によるもの)、④ダイカスト工、⑤機械解体処理工 等
	2 金属溶接・溶断・めっきの職業	(1) 金属溶接・溶断工	①アーク溶接工、②抵抗溶接工、③自動溶接・溶断機運転工、④ガス溶接工、⑤ガス切断工 等
	(2) めっき工	①電気めっき工、②めっき工(電気めっきを除く) 等	
4	1 汎用機械器具組立・修理の職業	(1) 汎用機械器具組立工	①原動機組立工、②金属加工機械組立工、③農業用機械組立工、④建設機械組立工、⑤印刷機械組立工、⑥製本機械組立工、⑦半導体製造装置組立工、⑧液晶パネル製造装置組立工、⑨業務用空調機器組立工、⑩業務用冷蔵機器組立工、⑪ 業務用冷凍機器組立工、⑫サービス用機械組立工、⑬ 娯楽機械組立工、⑭機械部品組立工 等

		(2) 汎用機械器具修理・検査工	①原動機修理工、②金属加工機械修理工、③産業用機械修理工、④生産設備保全工、⑤汎用・生産用・業務用機械器具検査工 等
2 計器・光学機械器具組立・修理の職業		(1) 時計組立工・修理工	①時計組立工、②時計修理工 等
		(2) 計量計測機器組立工・修理工	①電気計測器組立工、②計量計測機器組立工、③計量計測機器修理工 等
		(3) 光学機械器具組立工・修理工	①カメラ組立工、②光学機械器具組立工、③カメラ修理工、④光学機械器具修理工 等
		(4) レンズ研磨工・加工工	①レンズ研磨工、②レンズ加工工 等
		(5) 他に分類されない光学機械器具組立工	①眼鏡(がんきょう)組立工、②顕微鏡組立工、③双眼鏡組立工、④測距機儀組立工(光学式)、⑤望遠鏡組立工 等
5 1 電気機械器具組立・修理の職業		(1) 電気機械組立工	①発電機組立工、②電動機組立工、③配電盤組立工、④制御盤組立工、⑤開閉制御機器組立工、⑥電気機械部品組立工 等
		(2) 民家用電子・電気機械器具組立工	①民用電子・電気機械器具組立工 等
		(3) 電気通信機械器具組立工	①無線通信機器組立工、②有線通信機器組立工、③テレビ組立工、④ラジオ組立工 等
		(4) 電子応用機械器具組立工	①電子計算機組立工、②電子複写機組立工 等
		(5) 半導体製品製造工	①半導体チップ製造工、②半導体組立工 等
		(6) 電球・電子管組立工	①電球部品組立工、②電子管部品組立工 等
		(7) 電子機器部品組立工	①電子機器用コンデンサ組立工、②プリント基盤組立工、③液晶表示部品組立工 等
		(8) 束線工	①束線工
		(9) 被覆電線製造工	①被覆電線製造工
		(10) 乾電池・蓄電池製造工	①乾電池、②蓄電池製造工 等
		(11) 電気機械器具検査工	①電気機械器具検査工

		(12) 電気機械器具修理工	①電気機械修理工、②電気通信機械器具修理工、③電子応用機械器具修理工、④民生用電子・電気機械器具修理工 等
		(13) その他の機械組立の職業	①ICカード製造工、②記録媒体製造工、③磁気ディスク製造工、④太陽電池製造工、⑤点火プラグ製造工、⑥内燃機関電装品組立工、⑦燃料電池製造工、⑧光ディスク製造工 等
2 電気作業者の職業	(1) 発電員、変電員	①発電員、②送電員、③変電員、④配電員、⑤自家用電気係員 等	
	(2) 送電線架線・敷設作業員	①送電線架線作業員、②地中送電線敷設作業員等	
	(3) 配電線架線・敷設作業員	①配電線架線作業員、②地中配電線敷設作業員等	
	(4) 通信線架線・敷設作業員	①通信線架線作業員、②地下通信ケーブル敷設作業員 等	
	(5) 電気通信設備作業員	①放送装置据付・保守作業員、②通信装置据付・保守作業員、③電話装置据付・保守作業員	
	(6) 電気工事作業員	①電気配線工事作業員、②電気工事検査員、③産業用電気機械据付作業員（電気工事）、④産業用電気装置据付作業員 等	
6 1 輸送用機械器具組立・修理の職業等	(1) 自動車組立工	①自動車組立工、②自動車車体組立工、③自動車部品組立工 等	
	(2) 自動車整備・修理・板金工	①自動車整備工、②自動車修理工、③自動車板金工	
	(3) 輸送用機械器具組立工（自動車を除く）	①航空機組立工、②鉄道車両組立工、③自転車組立工、④船舶組立工 等	
	(4) 輸送用機械器具検査工（自動車を除く）	①航空機検査工、②鉄道車両検査工、③自転車検査工、④船舶検査工	
	(5) 輸送用機械器具修理工（自動車を除く）	①航空機修理工、②鉄道車両修理工、③自転車修理工、④船舶修理工	

		(6) その他の輸送用機械器具組立・検査・修理の職業	①他に分類されない輸送用機械器具組立工(自動車を除く)、②他に分類されない輸送用機械器具検査工(自動車を除く)、③他に分類されない輸送用機械器具整備・修理工(自動車を除く) 等
7	1 染色・紡糸等繊維製造の職業	(1) 紡織工	①染物・仕上工、②粗紡工、③精紡工、④ねん糸工、⑤加工糸工、⑥織布準備工、⑦織布工、⑧精錬工、⑨漂白工、⑩編物工、⑪編立工、⑫フェルト製造工、⑬不織布製造工、⑭つな製造工、⑮あみ製造工 等
		(2) 繊維製品製造工	①布裁断工、②パタンナー、③ミシン縫製工(衣服以外)、④特殊ミシン縫製工(衣服以外)、⑤刺しゅう工 等
		(3) その他の繊維製品製造・検査の職業	①紡織製品検査工、②繊維製品検査工、③カンバス製品製造工、④毛皮裁断工、⑤寝具仕立工、⑥帆布製品製造工、⑦帽子製造工(布製)、⑧布団綿入工 等
8	1 衣服の職業	(1) 衣服製造工	①婦人服仕立職、②子供服仕立職、③紳士服仕立職、④和服仕立職、⑤衣服修理工、⑥ミシン縫製工(衣服)、⑦特殊ミシン縫製工(衣服) 等
9	1 建設の職業	(1) 大工	①建築大工 等
		(2) 型枠大工	①型枠大工 等
		(3) 鉄筋工	①土木鉄筋工、②建築鉄筋工
		(4) とび工	①建築とび工、②取りこわし作業員 等
	2 土木・舗装・鉄道線路工事の職業	(1) 土木作業員	①建設・土木作業員、②舗装作業員
		(2) 鉄道線路工事作業員	①鉄道線路工事作業員
	3 採鉱・碎石及びその他の採掘の職業	(1) 採鉱員	①採鉱員
		(2) 石切出作業員	①石切出作業員
		(3) 砂利・砂・粘土採取作業員	①砂利採取作業者、②砂採取作業者、③粘土採取作業者 等
		(4) ダム・トンネル掘削作業員	①ダム掘削作業員、②トンネル掘削作業員 等
		(5) さく井・ボーリング機械運転工	①さく井機械運転工、②ボーリング機械運転工 等

		(6) その他の採掘の職業	①支柱員、②坑内運搬員、③選鉱員、④発破員、 ⑤石油採取機械運転工、⑥天然ガス採取機械運転工 等
10	1 その他の建設の職業	(1) ブロック積工、タイル張工	①ブロック積工、②れんが積工、③タイル張工、 ④石張工
		(2) 屋根ふき工	①かわらふき工 等
		(3) 左官	①左官
		(4) 配管工	①配管工
		(5) 防水工	①防水工
		(6) 建築塗装工	①建築塗装工
		(7) 建築板金工	①建築板金工
		(8) その他の建設の職業	①熱絶縁工、②潜水作業員、③測量作業員、④水道工事検査員、⑤住宅水回り設備取付工 等
11	2 建設機械運転の職業	(1) 建設機械運転工	①建設用機械車両運転工、②舗装機械運転工 等
		(1) 植木職、造園師	①植木職、②造園師 等
12	1 窯業製品製造の職業	(1) 窯業製品製造工	①ガラス製品製造工、②れんが製造工、③かわら製造工、④陶磁器製造工、⑤ファインセラミックス製品製造工、⑥セメント製造工、⑦コンクリート製品製造工、⑧生コンクリート製造工、⑨研磨用材製造工 等
		(2) 窯業製品検査工	①ガラス製品検査工、②れんが検査工、③かわら検査工、④陶磁器検査工、⑤ファインセラミックス製品検査工、⑥セメント検査工、⑦コンクリート製品検査工、⑧研磨布・紙検査工 等
		(3) その他の窯業・土石製品製造の職業	①七宝工、②石灰製造工、③石こう製品製造工、 ④施ゆう工、⑤ほうろうがけ工、⑥窯業絵付工、 ⑦窯業原料工、⑧るつぼ製造工 等
		(1) 化学製品製造工	①化学繊維工、②石けん製造工、③洗剤製造工、 ④油脂製品製造工、⑤医薬品製造工、⑥化粧品製造工、⑦感光剤材料製造工、⑧塗料製造工、⑨絵具製造工、⑩インク製造工 等
13	2 化学製品製造の職業	(1) 化学繊維工	①化学繊維工、②石けん製造工、③洗剤製造工、 ④油脂製品製造工、⑤医薬品製造工、⑥化粧品製造工、⑦感光剤材料製造工、⑧塗料製造工、⑨絵具製造工、⑩インク製造工 等
		(2) 化学繊維工	①化学繊維工、②石けん製造工、③洗剤製造工、 ④油脂製品製造工、⑤医薬品製造工、⑥化粧品製造工、⑦感光剤材料製造工、⑧塗料製造工、⑨絵具製造工、⑩インク製造工 等

		(2) 化学製品検査工	①化学繊維検査工、②石けん検査工、③洗剤検査工、④加工油脂製品検査工、⑤医薬品検査工、⑥化粧品検査工 等
		(3) その他の化学製品 製造の職業	①化学製品原料粉碎工、②顔料製造工、③香料製造工、④殺虫剤製造工、⑤製塩工、⑥線香製造工、⑦農薬製造工、⑧花火師 等
3 ゴム・プラスチック製品 製造の職業	(1) ゴム製品製造工	①原料ゴム加工工、②ゴム製品成形工(タイヤ成形を除く)、③タイヤ成形工 等	
	(2) 他に分類されない ゴム製品製造工	①ゴム接合工、②ゴムはり工、③ゴム焼付工、④再生ゴム製造工 等	
	(3) プラスチック製品 製造工	①プラスチック成形工、②プラスチック切削・研磨工、③プラスチック接合・裁断工、④プラスチック塗布工、⑤原料プラスチック処理工 等	
	(4) 他に分類されない プラスチック製品 製造工	①プラスチック彫刻工 等	
	(5) ゴム・プラスチック製品検査工	①ゴム製品検査工、②プラスチック製品検査工等	
4 土石製品製 造の職業	(1) 土石製品製造工	①土石製品製造工 等	
	(2) 土石製品検査工	①土石製品検査工 等	
13 1 木・竹・ 草・つる製品 製造の職業	(1) 木製製品製造工	①製材工、②チップ製造工、③合板工、④木工、⑤木彫工、⑥木製家具製造工、⑦木製建具製造工、⑧指物職 等	
	(2) 木・竹・草・つる製 品検査工	①木材検査工、②木材チップ検査工、③合板検査工 等	
	(3) 他の木・竹・ 草・つる製品製造 の職種	①い草製品製造工、②稻わら製品製造工、③き柳製品製造工、④げた製造工、⑤竹細工工、⑥とう製品製造工、⑦船大工、⑧麦わら製品製造工、⑨木製運動用品製造工、⑩木製おけ製造工、⑪木製たる製造工、⑫木製曲物製造工 等	
2 パルプ・ 紙・紙製品製 造の職業	(1) パルプ・紙・紙製 品製造工	①パルプ工、②紙料工、③紙すき工、④段ボール 製造工、⑤加工紙製造工、⑥紙器製造工、⑦紙製 品製造工、⑧紙裁断工 等	

		(2) パルプ・紙・紙製品検査工	①パルプ検査工、②紙検査工、③紙製品検査工等
		(3) その他のパルプ・紙・紙製品製造の職業	①紙加工工、②紙仕上工、③紙製品仕上工、④紙巻取工 等
3 印刷・製本の職業	(1) 印刷・製本作業員	①印刷作業員、②製本作業員、③DTP オペレーター、④製版作業員、⑤とつ（凸）版印刷作業員、⑥オフセット印刷作業員、⑦グラビア印刷作業員、⑧スクリーン印刷作業員、⑨シール印刷作業員、⑩印刷物光沢加工作業員 等	
		(2) その他の印刷・製本の職業	①校正作業員、②はく（箔）押し作業員、③印刷検査工、④製本検査工 等
4 革・革製品製造の職業	(1) 革・革製品製造工	①革・革製品製造工 等	
	(2) その他の革・革製品製造の職種	①革打抜き工、②革具加工工、③革靴修理工、④革靴製造工、⑤革裁断工、⑥革サンダル製造工、⑦革スリッパ製造工、⑧革縫製工、⑨製革工、⑩製革仕上工、⑪製革準備工、⑫なめし工 等	
14 1 食料品製造の職業	(1) めん類製造工	①製めん工、②即席めん類製造工 等	
	(2) パン・菓子製造工	①パン製造工、②焼菓子製造工、③洋生菓子製造工、④和生菓子製造工、⑤和干菓子製造工、⑥スナック菓子製造工、⑦キャンデー製造工、⑧チョコレート製造工 等	
	(3) 豆腐・こんにゃく・ふ製造工	①豆腐製造工、②油揚等製造工、③こんにゃく製造工、④ふ製造工 等	
	(4) かん詰・びん詰・レトルト食品製造工	①かん詰食品製造工、②びん詰食品製造工、③レトルト食品製造工 等	
	(5) 乳・乳製品製造工	①飲用乳製造工、②乳酸発酵製品製造工、③アイスクリーム製造工 等	
	(6) 水産物加工工	①かつお節類製造工、②魚介干物製造工、③水産ねり物製造工、 等	
	(7) 食肉加工品製造工	①精肉工、②ハム・ベーコン・ソーセージ製造工等	
	(8) 野菜つけ物工	①野菜つけ物工	

		(9) 保存食品・冷凍加工食品製造工	①保存食品製造工、②冷凍加工食品製造工 等
		(10) 弁当・惣菜類製造工	①弁当製造工、②惣菜製造工 等
2 食品原料製造の職業	(1) 精穀工	①精穀工	
	(2) 製粉工	①製粉工	
	(3) 味噌・しょう油製造工	①味噌製造工、②しょう油製造工	
	(4) 他に分類されない精穀・製粉・調味食品製造工	①イースト製造工、②うま味調味料製造工、③乾燥スープ製造工、④酵母・こうじ製造工、⑤香辛料製造工、⑥ジャム製造工、⑦食用油脂製品製造工、⑧酢製造工、⑨製糖工、⑩ソース製造工、⑪植物油脂製造工、⑫トマトケチャップ製造工、⑬ピーナッツバター製造工、⑭マーガリン製造工、⑮マヨネーズ製造工、⑯水飴製造工、⑰配合飼料製造工、⑱食料品検査工 等	
3 飲料・たばこ製造の職業	(1) 飲料・たばこ製造工	①製茶工、②清酒製造工、③酒類製造工（清酒を除く）、④清涼飲料製造工、⑤たばこ製造工 等	
	(2) その他の飲料・たばこ製造の職業	①インスタントコーヒー製造工、②コーヒー豆焙煎工、③粉末飲料製造工、④飲料検査工、⑤たばこ検査工 等	
15 1 生活衛生のサービス	(1) 理容師	①理容師	
	(2) 美容師	①美容師	
	(3) 美容サービス職	①着付師、②エステティシャン、③ネイリスト等	
16 1 飲食物調理及び接客サービスの職業	(1) 調理人	①日本料理調理人、②すし職人、③西洋料理調理人、④中華料理調理人、⑤学校給食調理員、⑥給食等調理員（学校を除く）、⑦各国料理調理人（日本・西洋・中華料理を除く） 等	
	(2) バーテンダー	①バーテンダー	
	(3) 飲食物給仕係	①配膳人、②ウェイター・ウェイトレス（飲食店ホール係）、③ソムリエ 等	
17 1 その他の技能工、生産工程の職業(1)	(1) 内張工	①内張工、②表具師 等	
	(2) 塗装工	①木工塗装工、②金属塗装工 等	
	(3) 疋工	①疋工 等	

		(4) 内装工	①金属建具取付工、②建具ガラス取付工、③内装仕上工 等
2 その他の技能工、生産工程の職業(2)	(1) 画工、広告美術工	①画工、②看板制作工 等	
	(2) 映写技士	①映写技士	
	(3) 製図工、写図工	①写図工、②現図工	
	(4) 製品包装作業員	①製品包装作業員、②ラベル・シール・タグ付け作業員 等	
	(5) その他の生産関連・生産類似の職業	①写真工 等	
18 1 装身具等身の回り品製造の職業	(1) その他の製品製造・加工処理の職業(金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く)	①かばん製造工、②袋物製造工、③がん具製造工、④楽器製造工、⑤模型製作工、⑥模造品製作工、⑦ほうき製造工、⑧ブラシ製造工、⑨漆器工、⑩貴金属細工工、⑪宝石細工工、⑫甲細工工、⑬角細工工、⑭運動具製造工、⑮筆記用具製造工 等	
	(2) その他の装身具等身の回り品製造の職業	①げた製造工、②木製運動用品製造工、③印判師、④うちわ製造工、⑤喫煙具製造工、⑥獣皮剥工、⑦製氷工、⑧ちょうちん製造工、⑨と畜作業員、⑩ファスナー製造工、⑪マッチ製造工、⑫有機肥料製造工(鶏ふん・魚肥・たい肥・大豆かすなど)、⑬洋がさ製造工、⑭彫金工(工芸的なもの)、⑮装てい師、⑯フラワーデザイナー、⑰装身具等身の回り品検査工 等	
19 1 情報処理技術・通信技術の職業	(1) IT システム設計技術者	①システム設計技術者、②社内システムエンジニア(主にシステムの設計に従事するもの)、③システムエンジニア(基盤システム) 等	
	(2) ソフトウェア開発技術者	①ソフトウェア開発技術者(WEB・オープン系)、②ソフトウェア開発技術者(組込・制御系)、③ソフトウェア開発技術者(汎用機系)、④プログラマー 等	
	(3) IT システム運用管理者	①サーバー管理者、②システム管理者、③セキュリティエンジニア、④社内システムエンジニア(主にシステムの運用に従事するもの) 等	
	(4) 通信ネットワーク技術者	①サーバーエンジニア(構築・設定を行うもの)、②ネットワークエンジニア、③ネットワーク技術者、④サーバー構築技術者 等	

		(5) その他の情報処理技術・通信技術の職業	①ソフトウェアテスト技術者、②システムアナリスト、③ウェブデザイナー、④グラフィックデザイナー 等
20	1 定置機関・機械運転の職業	(1) ボイラー操作員	①ボイラーオペレーター 等
		(2) クレーン・巻上機運転工	①クレーン運転工、②巻上機運転工、③コンベア運転工 等
		(3) ポンプ・送風機圧縮機運転工	①ポンプ運転工、②送風機運転工、③圧縮機運転工 等
		(4) その他の定置機関・機械運転の職業	①冷凍機運転工、②ケーブル機関運転工、③玉掛け工、④下水処理設備操作員、⑤ごみ焼却設備操作員、⑥し尿処理設備操作員、⑦浄水場設備操作員等
	2 開発技術者	(1) 開発技術者	①原子力技術者（開発）、②鉱山開発技術者、③織布開発技術者、④染色開発技術者、⑤紡績開発技術者 等
	3 その他の生活、衛生サービスの職業	(1) クリーニング工	①クリーニング工、②クリーニング仕上工 ※「クリーニング師」等の職種名も可（知事表彰）
		(2) 洗張職	①洗張職
		(3) その他の清掃の職業	①ビル・建物清掃員、②ハウスクリーニング作業員、③道路清掃員、④公園清掃員、⑤ごみ収集作業員、⑥し尿汲取作業員、⑦産業廃棄物収集作業員、⑧産業洗浄員、⑨消毒・害虫防除作業員、⑩乗物内清掃員、⑪浄化槽清掃員 等
	4 その他	1～19 部門及び 20 部門の 1～3 に属さない技能的職種	①アニメーター、②工業デザイナー 等

21	1 障害がある技能者	(1) 1～20 部門のいずれかに属する職種につく障害がある技能者	① 1～20 部門のいずれかに属する職種につく障害がある技能者
----	------------	-----------------------------------	---------------------------------

## 5 調書等様式

- ① 兵庫県技能者表彰関係 ······ P47~49
- ② (本人による)申立書 (技能顕功賞・青年優秀) · P50
- ③ 卓越した技能者の表彰関係 ······ P51~58
- ④ (本人による)申立書 (卓越した技能者) ··· P59

様式は、次の県のホームページ「技能者の表彰制度」からダウンロードできます。

※兵庫県技能者表彰は、Web フォームにて回答・提出をお願いします。

( [https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr06/ie11\\_000000011.html](https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr06/ie11_000000011.html) )

【アクセス方法】

トップページ > 分類から探す > しごと・産業 >  
労働・雇用・資格 > 職業能力開発 > 技能者の表彰制度

# ① 兵庫県技能者表彰関係

<様式 1-1>

(No. )

部門	職業分類	職種(1)	職種(2)		推薦地区名
			番号	職種名	
ふりがな			生年月日		
氏名			性別		
現住所	郵便番号		電話番号		
勤務先	名称				従業員数
	所在地	郵便番号		電話番号	
職歴	内容	従事した職種	在職期間		在職年月数
			年月日（西暦）		
	現在に至る				
			合計在職期間		
推薦実績		度	度	度	
推薦者	団体等の名称			代表	職名
					氏名
				担当者	職名
					氏名
					メールアドレス
	所在地	郵便番号		電話番号	

<様式 1－2 >

職種名		氏名	生年月日	
技能の優秀さ				
産業に対する貢献				
(青年) 技能継承者としての将来性  (顕功賞) 監督者として部下を指導した年数				
模範性				
現役性	有する技能に関連した職種における 1 日平均の就業時間			

<様式2>

## 履歴書

ふりがな			生年月日	
氏名				
現住所				
最終学歴		学校名		
		学部・学科		年月日
団体役員歴				
表彰歴				
免許・資格・実用新案等				
職業訓練指導員免許	職種			取得年月日
技能検定	級	職種	作業名	取得年月日
技能検定委員歴 (補佐員歴)	職種	種別	期間	通算年数
			自	
			至	
			自	
			至	
			自	
		至		
		自		
		至		
兵庫県技能士会連合会への加入	所属する技能士会名			

② (本人による) 申立書 (技能顕功賞・青年優秀)

申 立 書

令和8年 月 日

兵庫県知事 様

住 所

氏 名

このたび、令和8年度  
・兵庫県技能顕功賞 の推薦を受けるにあたり、  
・兵庫県青年優秀技能者表彰

下記の事項につきましては、真に相違ないことを申し出ます。

記

・刑罰を受けたことはありません。

(道路交通法違反及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反による罰金刑を除く。)

・破産宣告又は破産手続開始決定を受けたことはありません。

### ③ 卓越した技能者の表彰関係

#### 調書（1）都道府県

(様式3の1)

令和8年11月1日 現在

都道府県番号	-	推薦都道府県名	職業部門		職種名（1）	職種名（2）	氏名・現就業先事業所名の外字		
ふりがな 氏名		性別		技能・技術が分かるサイト等 (HPのURLを記載)					
生年月日		年齢		職歴		在職期間（年月日）	在職年月数		
現住所						~			
都道府県						~			
市区町村						~			
TEL						~			
就業先 (都道府県)						~			
所属名						~			
企業全体の従業員数						~			
所在地						~			
都道府県						~			
市区町村				在職期間 計					
TEL				重複期間を除く在職期間 計					
現職については、令和8年11月1日をもって終期とすること。									
表彰歴	表彰の種類	表彰の概要					取得年月		
	大臣表彰								
	知事・行政機関の局長表彰								
	全国レベルの業界団体表彰								
	その他								
免許・資格等	免許の種類	免許・資格等の概要					取得年月		
	職業訓練指導員免許								
	技能検定委員								
	特許・実用新案等								
大会入賞歴等	認定年度	職種		技能検定	等級	技能士の名称		取得年月	
	高度熟練技能者								
	ものづくりマイスター								
	全技連マイスター								
	技能グランプリ (一級技能士競技大会)	開催回	参加職種		順位				
	技能五輪国際大会入賞歴								
	技能五輪全国大会入賞歴								

## 調書（2）都道府県

(様式3の1)

都道府県 番号	都道府県名	職業 部門	職種名（1）	職種名（2）	ふりがな	
-					氏名	
過去5年の推薦回数			<p>(所在地又は住所) 〒 都道府県 市区町村</p> <p>(推薦都道府県知事名) TEL</p> <p>(推薦理由)</p>			
年度						
年度						
年度						
年度						
年度						
計 0 回						
推薦順位等						
選考対象者総数						
推薦総数						
推薦順位						
卓越した技能の概要						
技能の概要		功績・貢献の概要 (社会的貢献活動を含む)		後進指導育成の概要		現役性

# 調書（1）都道府県（21部門）

(様式3の4)

令和8年11月1日 現在

都道府 県番号	-	推薦都道府県名	職業部門	第21部門	職種名（1）		職種名（2）		
ふりがな			性別		生年月日		氏名・現就業先事業所名の外字		
氏名			年齢						
障害名 障害程度		障害名	障害程度 (等級)		療育手帳 判定	<small>【障害程度について】  <input type="radio"/>療育手帳による程度の区分            療育手帳等で次の記載が確認される場合は「A」を選択（Ⓐ、A、A1、A2、A3、1度、2度、A重、A中、A2a、A2b、A最重度、A重度）。それ以外は「B」を選択。  <input type="radio"/>重度知的障害者判定による重度判定            療育手帳による程度の区分「B」のうち、地域障害者職業センターが行う重度知的障害者判定を受け、判定書が交付された者について、当てはまる判定を選択。</small>			
		障害の概要							
現住所  〒 都道府県 市区町村  TEL				職歴		在職期間（年月日）		在職年月数	
就業先 (都道府県) 所属名									
企業全体の従業員数									
所在地  〒 都道府県 市区町村  TEL									
現職については、令和8年11月1日をもって終期とすること。									
表彰歴		表彰の種類		表彰の概要					取得年月
		大臣表彰							
		知事・行政機関の局長表彰							
		全国レベルの業界団体表彰							
		その他							
免許・ 資格等		免許の種類		免許・資格等の概要					取得年月
		職業訓練指導員免許							
		技能検定委員							
		特許・実用新案等							
アビリンピック入賞歴		大会名など	開催回 認定年度	競技種目名	順位	技能 検定	等級	技能士の名称	取得年月
		国際アビリンピック							
		全国障害者技能競技大会 (全国アビリンピック)							
		地方アビリンピック							
大会 彰歴等		技能グランプリ (一級技能士競技大会)							
		技能五輪国際大会入賞歴							
		技能五輪全国大会入賞歴							
		高度熟練技能者				技能・技術が 分かるサイト等 (HPのURLを記載)			
		ものづくりマイスター							
		全技連マイスター							

## 調書（2）都道府県（21部門）

(様式 3 の 4)

都道府県 番号	都道府県名	職業 部門	職種名（1）	職種名（2）	ふりがな	
-		第21部 門			氏名	
過去 5 年の推薦回数			<p>(所在地又は住所) 〒 都道府県 市区町村</p> <p>(推薦都道府県知事名) TEL</p> <p>(推薦理由)</p>			
年度						
年度						
年度						
年度						
年度						
計 0 回						
推薦順位等						
選考対象者総数						
推薦総数						
卓越した技能の概要						
技能の概要 (障害の克服と技能研鑽への工夫や取り組み)		功績・貢献の概要 (社会的貢献活動を含む)		技能の指導及び育成の概要		現役性

(様式4)

職業 部門		被推薦 者氏名		撮影 年月日	
----------	--	------------	--	-----------	--

写真添付欄（①作業風景）

- ・【別紙3】推薦書類の具体的留意点に記載の【写真】に関する項目を参照の上作成し本記述を削除してから使用する。

写真は、「①作業風景、②作業工程、③製作物（作品）、④後進の指導育成」については必須とする。

- ・本様式は、審査委員会で参考にするため、調書に記載した内容に関連する写真を添付し、内容について下記「写真説明」欄に簡潔に記入する。

なお、調書の内容と関連性が低いと審査委員会で判断された写真は、審査の参考としない可能性がある。

- ・写真の枚数に制限はないが、写真様式は計10枚以内とし、写真は必ず添付欄内に収めるよう、適宜トリミング部分の削除や画像圧縮等を行うこと。

・本様式のレイアウト変更（各欄の場所移動やサイズの変更等）はしない。

・改善事案等の功績を記載する場合、写真に代えて図表を添付してもよい。

写真  
説明

職業 部門		被推薦 者氏名		撮影 年月日	
----------	--	------------	--	-----------	--

写真添付欄（②作業工程）

写真  
説明

(様式4)

職業 部門		被推薦 者氏名		撮影 年月日	
----------	--	------------	--	-----------	--

写真添付欄 (③製作物・作品)

写真  
説明

職業  
部門

被推薦  
者氏名

撮影  
年月日

写真添付欄 (④後進の指導育成)

写真  
説明

(様式4)

職業 部門		被推薦 者氏名		撮影 年月日	
----------	--	------------	--	-----------	--

写真添付欄

写真  
説明

職業 部門		被推薦 者氏名		撮影 年月日	
----------	--	------------	--	-----------	--

写真添付欄

写真  
説明

※全てのチェック欄に必ずチェックして添付してください。

## 【兵庫県提出用】提出書類チェック表

必 要 書 類	
○推薦書類	
(1) (1~20部門に推薦する場合)【調書】(様式3の1) (21部門に推薦する場合) 【調書】(様式3の4)	<input type="checkbox"/> 添付済
(2) 【写真】(様式4) ・提出必須写真(作業風景、作業工程、作品・製作物、後進の指導育成)をそれぞれ1枚以上添付している。 ・様式10ページ以内である。 ・別に指定された期間内に撮影された作業風景写真が1枚以上ある。	<input type="checkbox"/> 添付済
(3) 【専門用語集】(様式5) ・調書や写真様式内に解説が必要な用語が一つも含まれていない場合は「無し」と記入してある。	<input type="checkbox"/> 添付済
(4) (21部門に推薦する場合)【推薦同意書(21部門)】(様式7)及び【障害者手帳の写し】	<input type="checkbox"/> 添付済 <input type="checkbox"/> 不 要
(5) 【住民票の写し】 ・推薦書類記載の被推薦者氏名及び生年月日は住民票に記載されているものと一致している。	<input type="checkbox"/> 添付済
(6) (21部門に推薦する場合)【動画】を提出する場合は、MP4形式(画質委720p程度若しくはそれ以下)でメールまたは電子媒体に格納し、添付した。	<input type="checkbox"/> 添付済 <input type="checkbox"/> 不 要
(7) 【その他の資料】(表彰等) ・調書(1)の「表彰歴」「職業訓練指導員免許の取得歴又は技能検定委員の委嘱歴等」「大会入賞歴等」「技能検定」欄には、記入例にならって「①、②」と番号を振り、調書に記載したものとの確認資料となるファイル名にも連動した番号を付した上で、全て添付した。	<input type="checkbox"/> 添付済 <input type="checkbox"/> 不 要(※記載無し)
(8) 被推薦者本人に、技能に関し叙勲又は褒章の受章経験(受章予定も含む。)が無いことを確認。	<input type="checkbox"/> 確認済
(9) 被推薦者氏名・被推薦者の現就業先事業所名にパソコンで変換できない外字や特殊文字が含まれる場合、当該文字の画像データを添付した。	<input type="checkbox"/> 添付済 <input type="checkbox"/> 外字等は含まれていない
(10) 被推薦者1名分のすべての推薦書類をZIPにより圧縮して1つのファイルにした。	<input type="checkbox"/> 7メガバイト以内に圧縮済

1.被推薦者情報、2.推薦者情報および3.担当者情報を記入してください。

1.被推薦者情報	
氏名	
2.推薦者情報	
郵便番号	
住 所	
事業所・団体名	
代表者役職	
代表者氏名	
3.担当者情報	
郵便番号	
住 所	
事業所・団体名	
担当者役職	
担当者氏名	
電話番号	
メールアドレス	

**④ (本人による) 申立書（卓越した技能者の表彰）**

**申 立 書**

令和8年 月 日

兵庫県知事 様

住 所

氏 名

このたび、令和8年度卓越した技能者の表彰の推薦を受けるにあたり、下記の事項につきましては、真に相違ないことを申し出ます。

記

- ・過去において禁錮以上の刑に処せられたこと及び破産宣告を受けたことはありません。
- ・推薦を受ける技能に関し、叙勲又は褒章は受けていません（受章予定含む）。

## 6 お問い合わせ・提出先機関一覧

機関名は、令和8年1月末時点のものです。

地区名	提出機関名・電話	所在地	所管区域
県 庁	産業労働部 能力開発課 (人材育成班) TEL 078-362-3369	〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1 兵庫県庁内 専用メール nouryokukai.hatsuka@pref.hyogo.lg.jp	神戸市内にある県 域団体 (例:兵庫県〇〇組合)
神 戸	神戸県民センター 県民課 (産業観光担当) TEL 078-647-9085	〒653-8767 神戸市長田区二葉町5-1-32 新長田合同庁舎内 専用メール kobe_kem@pref.hyogo.lg.jp	上記を除く 神戸市内
阪 神 南	阪神南県民センター 県民課 (産業観光担当) TEL 06-6481-7679	〒660-8588 尼崎市東難波町5-21-8 兵庫県尼崎総合庁舎内 専用メール hanshin_nm_kem@pref.hyogo.lg.jp	尼崎市、西宮市、 芦屋市
阪 神 北	阪神北県民局 地域振興課 (産業観光担当) TEL 0797-83-3133	〒665-8567 宝塚市旭町2-4-15 兵庫県宝塚総合庁舎内 専用メール hanshi_nkkem@pref.hyogo.lg.jp	伊丹市、宝塚市、 川西市、三田市、 猪名川町
東 播 磨	東播磨県民局 地域振興課 TEL 079-421-9610	〒675-8566 加古川市加古川町寺家町天神木97-1 兵庫県加古川総合庁舎内 専用メール hharimakem@pref.hyogo.lg.jp	明石市、加古川市、 高砂市、稲美町、 播磨町
北 播 磨	北播磨県民局 地域振興課 TEL 0795-42-9081	〒673-1431 加東市社字西柿1075-2 兵庫県社總合庁舎内 専用メール khari_makem@pref.hyogo.lg.jp	西脇市、三木市、 小野市、加西市、 加東市、多可町
中 播 磨	中播磨県民センター 県民課 (産業観光担当) TEL 079-281-9260	〒670-0947 姫路市北条1-98 兵庫県姫路総合庁舎内 専用メール nkharikem@pref.hyogo.lg.jp	姫路市、市川町、 福崎町、神河町
西 播 磨	西播磨県民局 地域振興課 TEL 0791-58-2141	〒678-1205 赤穂郡上郡町光都2-25 兵庫県西播磨総合庁舎内 専用メール Nsharimakem@pref.hyogo.lg.jp	相生市、たつの市、 赤穂市、宍粟市、 太子町、上郡町、 佐用町
但 馬	但馬県民局 地域振興課 (産業観光担当) TEL 0796-26-3686	〒668-0025 豊岡市幸町7-11 兵庫県豊岡総合庁舎内 専用メール tajimakem@pref.hyogo.lg.jp	豊岡市、養父市、 朝来市、香美町、 新温泉町
丹 波	丹波県民局 地域共創課 TEL 0795-73-3783	〒669-3309 丹波市柏原町柏原688 兵庫県柏原総合庁舎内 専用メール tambakem@pref.hyogo.lg.jp	丹波篠山市、 丹波市
淡 路	淡路県民局 交流渦潮課 TEL 0799-26-2086	〒656-0021 洲本市塩屋2-4-5 兵庫県洲本総合庁舎内 専用メール awajikem@pref.hyogo.lg.jp	洲本市、 南あわじ市、 淡路市